

公益社団法人日本スカッシュ協会平成 23 年度定期社員総会報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

平成 23 年 4 月 1 日より公益社団法人に移行の運びとなりましたので、公益社団法人日本スカッシュ協会設立総会を兼ねた平成 23 年度定期社員総会が 6 月 25 日に開催されました。会場となりました横浜新都市ホールには全国の正会員が出席して以下の議案が検討され全て全員一致で可決されましたのでご報告致します。又、東北の正会員から被災状況についての報告もありました。

- 第 1 号議案 平成 22 年度事業報告並びに財務諸表承認
- 第 2 号議案 公益社団法人日本スカッシュ協会定款の一部変更承認
- 第 3 号議案 役員報酬等に関する規程承認
- 第 4 号議案 平成 23 年度役員の一部変更承認
- 第 5 号議案 運営規則の一部改訂承認

<報告事項>

- 1、平成 22 年度アクションプラン活動報告
- 2、平成 23 年度事業計画並びに予算の報告
- 3、平成 23 年度役員・正会員・担当者等の報告
- 4、第 40 回全日本スカッシュ選手権大会についての現状報告
- 5、東日本大震災募金及び 40 周年記念チャリティースカッシュイベントについての報告
- 6、東アジアスカッシュ連盟総会報告

平成 22 年度 事業報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業

① スカッシュデー・スカッシュウィークの実施

主催：(社) 日本スカッシュ協会

主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等

日程：<スカッシュデー>平成 23 年 2 月 11 日

<スカッシュウィーク>平成 23 年 2 月 5 日～13 日

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等

目的：スカッシュ体験を広い層へ促し、実体験からスカッシュの楽しさを伝えて一層の普及を図る

対象：性別・年齢を問わず広く一般

参加人数：2,063 名（56 施設）

内容：スカッシュ体験会、試打会、ヒッティングパートナー、コーチング、レンタル無料デー、スカッシュ大会、ゲーム大会等

② 広報活動

イ) 広報誌<SQUASH>の発行（年 2 回）

Vol. 67（夏の号）平成 22 年 7 月発行

Vol. 68（冬の号）平成 23 年 2 月発行

ロ) 協会ホームページの運営

平成 23 年 1 月にリニューアル敢行

<http://www.squash-japan.org> にアドレスを変更

ハ) Twitter 等での情報発信の実施

ニ) 体育協会記者クラブ等マスコミへのプレスリリース等情報提供

ホ) アジア競技大会代表選考会の公開及び情報提供

ヘ) アジア競技大会選手による記者会見（於：体協記者クラブ）

ト) 普及パンフの作成・配布

③ 大会等のスポンサー対策及び増進

④ 普及渉外委員会の中に「環境対策委員会」を設立、大会等で JSA エコプロジェクトとして展開

イ) JOC の環境活動の一環として JSA エコキャンペーンを全日本 U23・ジャパンジュニアオープン・全日本選手権で展開

ロ) 環境啓発ポスターを作成、全所属団体に配布

ハ) JOC 発行平成 21 年度スポーツ環境専門委員会活動報告書に活動を報告

(2) スカッシュ競技の競技力の向上に関する事業

① アクションプラン活動とアクションプラン募金活動

目的：世界に通じる選手の育成と指導者の養成

対象：選手強化活動、コーチ養成

内容：

イ) ナショナル強化プロジェクトチームによるスカッシュエリートプログラムの実施とその運用研究

ロ) 全国地区支部や協会の大会に於ける募金活動（募金は主に海外遠征やコーチ講習会の充実の為に活用）

② J S A公認レベルT（普及トレーナー）認定講習会と認定試験の開催

主催：(社) 日本スカッシュ協会

日程：平成 23 年 1 月 22 日（土）

会場：コナミスポーツクラブ恵比寿

目的：スカッシュの正しい知識と指導法の体得とさらなる技術向上

対象：スカッシュ初心者レベルでのグループ作り等のサポートが可能な者

参加人数：7 名

成果：基本知識・基本ショットの正しいストローク方法・レフリー・マーカールの基礎知識等の習得、スカッシュの技術向上

③ J S A公認審判講習会と認定試験の開催、開催支援と公認<2 級・3 級・4 級>

主催：全国の地区都道府県支部

日程：4 月 11 日（日） 他、年 7 回全国で開催（下表）

目的：レフリー・マーカールの正しい知識を習得し、スカッシュ審判の一層の技術向上を目的とする

対象：4 級—一般、ジュニア等のスカッシュ経験が浅い者等

3 級—スカッシュの競技歴が 1 年以上と認められる者等

2 級—スカッシュの競技歴が 3 年以上と認められる者等

参加人数：下表を参照

成果：

イ) 講習会：正しいルール、レフリー・マーカールのあり方、ジャッジ（判断）の進め方、トラブル対処方法、観客や試合のコントロール方法の学習

ロ) 筆記試験と実技（DVD）：試験の点数により認定の可否を決定

| 日程 | 会場 | 主催・ 主管支 部 | 受講 者数 | 受 験 者数 | 受験結果 | | | | 備考 |
|-----------|-----------------|-----------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|------|
| | | | | | 2 級 合格 | 3 級 合格 | 4 級 合格 | 追試 | |
| 4 月 11 日 | 勤労福祉会館 | 東京 | 20 | 7 | | 2 | | 4 | |
| 8 月 7 日 | ルネサンス福岡大橋 | 九州 | 8 | 1 | | | | 1 | |
| 11 月 14 日 | ルネサンス福岡大橋 | 九州 | 1 | 1 | | 1 | | | 追試のみ |
| 2 月 20 日 | 西宮市中央公民館 | 関西 | 27 | 20 | | 5 | | 5 | |
| 2 月 26 日 | 倉敷マスカットスタジアム | 中国四国 | 2 | 2 | | 2 | | | 追試のみ |
| 3 月 6 日 | セントラルウエルネスクラブ札幌 | 北海道 | 14 | 14 | 1 | 6 | | 5 | |
| 3 月 6 日 | 西宮市中央公民館 | 関西 | 31 | 24 | | 5 | | 11 | |
| | | 計 | 103 | 69 | 1 | 21 | | 26 | |

④ J S A承認審判講師の認定

主催：(社) 日本スカッシュ協会

日程：4 月 11 日（日）

会場：勤労福祉会館(東京都杉並区)

目的：審判に関する正しい知識を有する講師を育成

対象：全国地区都道府県支部の審判講師承認希望者

参加人数：8 名

成果：講習会場での具体的な講習を通じて、審判講師に必要な知識・技術・技能・態度などを指導、修得、講義能力や力量の育成

⑤ J S A承認審判講師スキルアップ研修

主催：(社) 日本スカッシュ協会

日程：4月10日～11日

会場：井草地域区民センター(東京都杉並区)

目的：承認審判講師のスキルアップをし、世界との一貫性を持ったスカッシュールの全国普及を目指した。

対象：全国の各支部の審判講師を希望するもの。

参加人数：10名

成果：第10回世界レフリー会議(2009年9月開催)の内容の伝授、国内外のスカッシュの審判に関する情報資源を使用して講習

⑥ ナショナルスカッシュ強化練習会及び合宿の開催

イ) 主催：(社) 日本スカッシュ協会

日程：8月2日～3日

会場：さいたまスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：アジア競技大会でのメダル獲得を目標に、技術力の向上とフィジカルの強化等、及び選手選考

対象：ナショナルチームの選手

参加人数：各回10～20名前後

成果：アジア競技大会日本代表選手の選考会による確定及び強化練習の実行

ロ) 主催：(社) 日本スカッシュ協会

日程：10月17日、及び24日

会場：東京アメリカンクラブ

目的：アジア競技大会の出発前の強化練習

対象：アジア競技大会代表選手

成果：参加選手の強化・調整

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会

イ) 第21回全日本アンダー23スカッシュ選手権大会

日程：6月5日～6日

会場：セントラルフィットネスクラブ錦糸町

目的：日本のトップを目指す若いプレーヤーの育成強化

対象：23歳未満の男女

参加人数：89名

競技方式：トーナメント制

ロ) 第24回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

日程：8月18日～20日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：国内外のジュニア選手の交流・技術向上

対象：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

参加人数：130名
競技方式：トーナメント制
成果：海外ジュニア選手との交流と技術向上

ハ) 第16回マスターズカーニバル

日程：10月9日～11日
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE
目的：マスターズ層の交流・技術向上
対象：年齢カテゴリー各30、40、50、60以上（初心者～ベテラン）の男女
参加人数：237名及び48組
競技方式：トーナメント及びリーグ制、ペアマッチ
成果：日程にゆとりのある3日間開催によってマスターズ年代のスカッシュ愛好家親睦と交友拡大

ニ) 第39回全日本スカッシュ選手権大会

日程：11月3日～7日
会場：さいたまスカッシュスタジアム SQ-CUBE
目的：全日本チャンピオンの決定
対象：
選手権：全国選手権上位入賞者及び規定資格保有者、日本国籍を有する者
男女マスターズ：日本国籍を有する者、各年齢対象者
参加人数：207名
競技方式：トーナメント制
成果：日本チャンピオンの決定、国内上位選手の交流及び技術向上
優勝：男子＝福井裕太（3連覇）女子＝小林海咲（2連覇）

ホ) JOC ジュニアオリンピックカップ第16回全日本ジュニア選手権大会

日程：3月28日～30日
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE
< 東日本大震災の為中止 >

② 海外大会日本代表派遣

イ) 第15回アジアスカッシュ選手権大会（個人戦・団体戦）

< JOC平成22年度選手強化委託事業 >
日程：5月1日～5月8日
開催地：インド、チェンナイ
種目：個人戦、団体戦
参加：13カ国・96名
日本チーム：選手8名、役員3名 計11名
主な戦績：男子団体6位、女子団体5位
前川美和プレート優勝、鬼澤こずえプレート準優勝

ロ) ペナンインターナショナルジュニア大会

< JOC平成22年度選手強化委託事業 >
日程：6月1日～5日
開催地：マレーシア、ペナン

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11の男女
参加：12カ国、約300名
日本チーム：選手8名、役員1名 計9名
主な戦績：小林僚生 U17 男子3位入賞 郡司颯 U17 男子4位入賞
山崎真結 U19 女子3位入賞 杉本梨沙 U17 女子3位入賞

- ハ) ミロ・オールスタージュニア大会
＜JOC平成22年度選手強化委託事業＞
日程：6月7日～12日
開催地：マレーシア、プキットジャリル
種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11の男女
参加：14カ国、450名
日本チーム：選手11名、役員2名 計11名
主な戦績：小林僚生 U17 男子6位入賞、山崎真結 U19 女子6位入賞
杉本梨沙 U17 女子4位入賞、渡邊聡美 U13 女子8位入賞
- ニ) 第5回東アジアスカッシュ選手権大会
＜JOC平成22年度選手強化委託事業＞
日程：6月24日～6月26日
開催地：チャイニーズタイペイ
種目：男3女2の混合団体戦
日本チーム：選手5名、役員1名 計6名
戦績：日本（5勝）優勝
- ホ) 第3回アジアジュニアスカッシュ選手権大会
＜JOC平成22年度選手強化委託事業＞
日程：7月7日～10日
開催地：スリランカ、コロンボ
種目：個人戦
参加：11カ国 120名
日本チーム：選手6名、役員2名 計8名
主な戦績：小林僚生 U19 男子ベスト16 山崎真結 U19 女子ベスト16
杉本梨沙 U19 女子ベスト16 丸茂珠樹 U15 女子ベスト16
- へ) 第16回男子世界ジュニアスカッシュ選手権大会＜個人戦・団体戦＞
＜JOC平成22年度選手強化委託事業＞
日程：7月27日～8月7日
開催地：エクアドル、キト
種目：個人戦、団体戦
参加：24カ国（個人戦は25カ国）94名（個人戦は99名）
日本チーム：選手4名、役員1名 計5名
主な戦績：団体戦19位
- ト) 香港ジュニアオープン
日程：8月11日～15日
開催地：香港

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11の男女
参加：10カ国、500名
日本チーム：選手13名、役員3名 計16名
主な戦績：山崎真結 U19 女子 4位、古積廉人 U11 男子 4位
小幡恵玲奈 U11 女子 4位

チ) 第16回アジア競技大会

< JOC派遣事業 >

日程：11月12日～11月27日（スカッシュ：18日～25日）

開催地：中国、広州

種目：男女シングルス、男女団体戦

日本チーム：選手6名 役員3名 計9名

主な戦績：個人戦 小林海咲 5位タイ

団体戦 男子5位タイ（11か国中）女子5位タイ（7か国中）

リ) 第17回女子世界スカッシュ団体選手権大会

日程：11月29日～12月4日

開催地：ニュージーランド、パーマストンノース

種目：女子団体戦

参加：16カ国 63名

日本チーム：選手3名、役員1名 計4名

戦績：日本14位

③ 海外派遣承認大会

イ) スコティッシュジュニアオープン

日程：12月28日～31日

開催地：スコットランド、エディンバラ

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

参加：日本選手（男子3名、女子2名）

成績：小林僚生（U17 準優勝）遠藤共峻（U17-6位）海道泰喜（U17-11位）

杉本梨沙（U17 優勝、U19 準優勝）渡邊聡美（U13 準優勝）

ロ) ブリティッシュジュニアオープン

日程：平成23年1月2日～1月6日

開催地：イギリス、シェフィールド

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

参加：日本選手（男子4名、女子2名）

成績：遠藤共峻（U17-14位）小林僚生（U17-16位）海道泰喜（U17-37位）

増田成吾（U17-61位）杉本梨沙（U17-11位）渡邊聡美（U13-17位）

④ 国際大会の日本開催に向けての資金及び情報の収集

目的：ジャパンオープンスカッシュ選手権大会や東アジアスカッシュ選手権大会等の国際大会を開催する事により、選手には海外選手との対戦機会を、一般には海外トップ選手のプレー観戦機会を作り、更に広く一般にスカッシュへの興味の高まりを招き普及を図る。

計画：協会創立50周年（平成33年）までに840万円を目標に、年間20万

から 30 万円の資金を積み立て、協賛企業が獲得できない場合でも国内に於ける国際大会開催を図る。

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な共通事業

- ① アジア競技大会に向けてのロビー活動及び選手強化活動
成果：2010 年 11 月のアジア競技大会ではメダル獲得はならなかったが、2014 年のアジア競技大会（韓国/仁川）にもスカッシュが入る事となった。
次回こそはメダル獲得に向け選手強化を図りたい。
対象：男女ナショナルチーム
種目：男女シングル戦、団体戦
- ② オリンピック競技大会での正式競技入り実現の為に推進活動
成果：スカッシュの普及発展の為に、WSF（世界スカッシュ連盟）との連携により、IOC（国際オリンピック委員会）並びに開催国スカッシュ協会への 2020 年オリンピック競技入り要請運動を展開した。
- ③ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動
成果：(財) 日本ドーピング機構に加盟して、競技会検査及びドーピング防止の為に啓蒙活動を積極的に行った。大会会場にて展示説明コーナーを設置した。
- ④ 会員募集事業と公認事業制度の運用
成果：平成 22 年度より個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は（株）アプロード運用の「スポーツエントリー」を利用して利便性を図っている。
世界スカッシュ連盟（WSF）の規格に基づいて、コート及びボールの公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図っている。
又、公認大会の運用（要項、ドロー、結果の確認及び公認）やランキング等の発表を行い、公認大会の全国統一とレベルアップを図っている。
- ⑤ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各国協会、男女国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整
成果：海外対策委員会を中心に海外の情報収集及び国内情報の発信及び海外との協力体制で積極的な活動を行った。
- ⑥ 全日本学生連盟との連携、強化
成果：平成 22 年度より学生連盟の所属選手も個人登録とし、協会機関誌を個別に発送する事により情報を一層密に伝達した。又、大会等における協力体制を強化した。
- ⑦ 「(社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向けた資金及び情報の収集
成果：スカッシュ人口増大の為に、協会保有のスカッシュコート为建设しての普及活動が不可欠であり、集中的な選手強化の為にスカッシュコートを含むトレーニングセンターの建設が必要。国や自治体の協力を得て

「(社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金と情報の収集に努力した。

計画：協会創立70周年（平成53年）までに1億円を目標に、年間10万円から100万円の資金を積み立て、不足分は基本財産や寄付金にて実現したい。

⑧ 公益法人制度改革における公益社団法人への移行申請

目的：平成22年11月12日に公益法人等認定委員会に申請。2月17日内閣府に答申され、3月22日に内閣府より認定が出て、4月1日に登記を申請した。

平成 22 年度会員数&公認数

<個人会員>

() は前年

| 会員種別 | 人数 |
|--------|--------------|
| 正会員 | 68 名(69 名) |
| プロ選手会員 | 43 名 (36 名) |
| 個人選手会員 | 714 名(677 名) |
| ジュニア会員 | 155 名(124 名) |
| 一般会員 | 176 名(231 名) |
| 個人後援会員 | 3 名(9 名) |
| 単発会員 | 101 名(191 名) |
| 学連会員 | 847 名(702 名) |

<団体会員>

() は前年

| 会員種別 | 団体数 |
|----------|----------|
| 団体会員 | 127(131) |
| 準団体会員 | 31(30) |
| クラブチーム会員 | 24(27) |
| 学連校 | 47(54) |

<個人会員と一般会員の支部別内訳>

() は前年

| 支部名 | 個人選手会員 | 一般会員 |
|----------|-----------|---------|
| 北海道 | 38 (39) | 8 (14) |
| 東北 | 59 (52) | 34 (34) |
| 埼玉栃木群馬茨城 | 73 (106) | 16 (21) |
| 千葉 | 68 (36) | 14 (18) |
| 東京 | 149 (131) | 16 (29) |
| 神奈川 | 90 (77) | 12 (18) |
| 中部 | 45 (45) | 4 (7) |
| 関西 | 126 (127) | 40 (59) |
| 中国四国 | 36 (37) | 19 (16) |
| 九州 | 30 (30) | 14 (16) |

個人会員総計 2,108 名 (2,041 名)

<平成 22 年度公認件数>

コート公認数

なし

大会公認数(協会主催大会を除く)

47 大会 (オープン 30 U23 1、
マスターズ 1、地区支部クローズ 6、
県支部クローズ 6、学連 3)

ボール公認数

2 件

コーチ公認更新数

13 件

レフリー公認更新数

67 件

(2010.3.31.現在)

貸借対照表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | | | | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|------------------|---|---|---|------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | | | |
| 現 | 金 | 預 | 金 | 11,431,880 | 11,974,501 | -542,621 |
| 棚 | 卸 | 資 | | 1,163,520 | 1,643,874 | -480,354 |
| 前 | | | | 467,424 | 644,281 | -176,857 |
| 未 | | 払 | 金 | 1,714,255 | 861,400 | 852,855 |
| | | 収 | | | | |
| 流動資産合計 | | | | 14,777,079 | 15,124,056 | -346,977 |
| 2. 固定資産 | | | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | | | |
| 定 | 期 | 預 | 金 | 49,454,837 | 45,351,977 | 4,102,860 |
| 普 | 通 | 預 | | 0 | 4,102,860 | -4,102,860 |
| 有 | 価 | 証 | 券 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | | | | 50,454,837 | 50,454,837 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | | | | |
| 公益事業基金(大会開催)引当預金 | | | | 5,500,000 | 5,300,000 | 200,000 |
| トレセン建設引当預金 | | | | 4,100,000 | 4,000,000 | 100,000 |
| 退職給付引当預金 | | | | 1,780,000 | 1,680,000 | 100,000 |
| 特定資産合計 | | | | 11,380,000 | 10,980,000 | 400,000 |
| (3) その他固定資産 | | | | | | |
| 保 | | 証 | 金 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| その他固定資産合計 | | | | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 固定資産合計 | | | | 62,034,837 | 61,634,837 | 400,000 |
| 資産合計 | | | | 76,811,916 | 76,758,893 | 53,023 |
| II 負債の部 | | | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | | | |
| 未 | | 払 | 金 | 1,782,246 | 1,445,379 | 336,867 |
| 前 | | 受 | | 3,276,700 | 4,807,300 | -1,530,600 |
| 預 | | り | 金 | 1,230,612 | 0 | 1,230,612 |
| 流動負債合計 | | | | 6,289,558 | 6,252,679 | 36,879 |
| 2. 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | | 1,780,000 | 1,680,000 | 100,000 |
| 固定負債合計 | | | | 1,780,000 | 1,680,000 | 100,000 |
| 負債合計 | | | | 8,069,558 | 7,932,679 | 136,879 |
| III 正味財産の部 | | | | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | | | | |
| 指定正味財産合計 | | | | 0 | 0 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | | | | | | |
| (うち基本財産への充当額) | | | | 50,454,837 | 50,454,837 | 0 |
| (うち特定資産への充当額) | | | | 9,600,000 | 9,300,000 | 300,000 |
| 正味財産合計 | | | | 68,742,358 | 68,826,214 | -83,856 |
| 負債及び正味財産合計 | | | | 76,811,916 | 76,758,893 | 53,023 |

正味財産増減計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|--------------|------------|-----|------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 38,122 | 0 | 38,122 |
| 基本財産受取利息 | 38,122 | 0 | 38,122 |
| 受取会費 | 16,847,221 | 0 | 16,847,221 |
| 正賛助会員個人受取会費 | 714,000 | 0 | 714,000 |
| 正賛助会員個人受取会費 | 10,112,196 | 0 | 10,112,196 |
| 正賛助会員個人受取会費 | 3,692,125 | 0 | 3,692,125 |
| 事業収益 | 2,328,900 | 0 | 2,328,900 |
| 参加費 | 16,540,489 | 0 | 16,540,489 |
| 参加費 | 7,134,294 | 0 | 7,134,294 |
| 参加費 | 4,087,975 | 0 | 4,087,975 |
| 委託助成収入 | 1,755,200 | 0 | 1,755,200 |
| 受取補助金 | 3,228,000 | 0 | 3,228,000 |
| 受取補助金 | 335,020 | 0 | 335,020 |
| 受取補助金 | 1,736,000 | 0 | 1,736,000 |
| 受取補助金 | 1,075,000 | 0 | 1,075,000 |
| 受取補助金 | 661,000 | 0 | 661,000 |
| 受取補助金 | 465,620 | 0 | 465,620 |
| 受取補助金 | 465,620 | 0 | 465,620 |
| 受取補助金 | 4,816 | 0 | 4,816 |
| 受取補助金 | 4,816 | 0 | 4,816 |
| 経常収益計 | 35,632,268 | 0 | 35,632,268 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 23,623,506 | 0 | 23,623,506 |
| コピー | 1,428,000 | 0 | 1,428,000 |
| コピー | 1,366,353 | 0 | 1,366,353 |
| コピー | 1,117,117 | 0 | 1,117,117 |
| コピー | 242,932 | 0 | 242,932 |
| コピー | 348,040 | 0 | 348,040 |
| コピー | 574,211 | 0 | 574,211 |
| コピー | 358,860 | 0 | 358,860 |
| コピー | 528,691 | 0 | 528,691 |
| コピー | 1,737,847 | 0 | 1,737,847 |
| コピー | 5,841,975 | 0 | 5,841,975 |
| コピー | 2,312,961 | 0 | 2,312,961 |
| コピー | 545,670 | 0 | 545,670 |
| コピー | 1,789,000 | 0 | 1,789,000 |
| コピー | 121,488 | 0 | 121,488 |
| コピー | 94,595 | 0 | 94,595 |
| コピー | 337,279 | 0 | 337,279 |
| コピー | 883,351 | 0 | 883,351 |
| コピー | 529,649 | 0 | 529,649 |
| コピー | 6,091 | 0 | 6,091 |
| コピー | 2,538,200 | 0 | 2,538,200 |
| コピー | 921,196 | 0 | 921,196 |
| コピー | 12,092,618 | 0 | 12,092,618 |
| コピー | 7,329,749 | 0 | 7,329,749 |
| コピー | 449,820 | 0 | 449,820 |
| コピー | 277,293 | 0 | 277,293 |
| コピー | 26,174 | 0 | 26,174 |
| コピー | 355,872 | 0 | 355,872 |
| コピー | 47,800 | 0 | 47,800 |

| | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|------------|------------|------------|
| 光 | 熱 | 水 | 料 | 費 | 129,761 | 0 | 129,761 |
| 賃 | 會 | 借 | 除 | 料 | 1,461,250 | 0 | 1,461,250 |
| 社 | 稅 | 保 | 險 | 課 | 1,125,456 | 0 | 1,125,456 |
| 租 | 担 | 金 | 公 | 出 | 73,500 | 0 | 73,500 |
| 負 | 會 | 計 | 支 | 用 | 454,322 | 0 | 454,322 |
| 公 | 認 | 士 | 他 | 用 | 164,900 | 0 | 164,900 |
| 公 | 益 | 人 | 備 | 費 | 70,000 | 0 | 70,000 |
| 登 | 法 | 化 | 費 | | 2,400 | 0 | 2,400 |
| 雜 | 記 | 準 | | | 124,321 | 0 | 124,321 |
| 經常費用計 | | | | | 35,716,124 | 0 | 35,716,124 |
| 評価損益等調整前当期經常増減額 | | | | | -83,856 | 0 | -83,856 |
| 評価損益等計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期經常増減額 | | | | | -83,856 | 0 | -83,856 |
| 2. 經常外増減の部 | | | | | | | |
| (1) 經常外収益 | | | | | | | |
| 經常外収益計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| (2) 經常外費用 | | | | | | | |
| 經常外費用計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期經常外増減額 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | | | | | -83,856 | 0 | -83,856 |
| 一般正味財産期首残高 | | | | | 68,826,214 | 68,826,214 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | | | | | 68,742,358 | 68,826,214 | -83,856 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | | | | | 68,742,358 | 68,826,214 | -83,856 |

正味財産増減計算書内訳表

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目 | 公益目的事業 | 収益事業 | 法人会計 | 合 計 |
|-----------------|-------------|------|------------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 基本財産運用利益 | 0 | 0 | 38,122 | 38,122 |
| 基本財産受取利息 | 0 | 0 | 38,122 | 38,122 |
| 受取会費 | 8,423,611 | 0 | 8,423,610 | 16,847,221 |
| 正会員受取会費 | 357,000 | 0 | 357,000 | 714,000 |
| 賛助会員個人受取会費 | 5,056,098 | 0 | 5,056,098 | 10,112,196 |
| 賛助会員団体受取会費 | 1,846,063 | 0 | 1,846,062 | 3,692,125 |
| 事業収益 | 1,164,450 | 0 | 1,164,450 | 2,328,900 |
| 参加費 | 16,540,489 | 0 | 0 | 16,540,489 |
| 広告費 | 7,134,294 | 0 | 0 | 7,134,294 |
| 委託の成収 | 4,087,975 | 0 | 0 | 4,087,975 |
| 雑収 | 1,755,200 | 0 | 0 | 1,755,200 |
| 受取補助金等 | 3,228,000 | 0 | 0 | 3,228,000 |
| 受取補助金 | 335,020 | 0 | 0 | 335,020 |
| 受取補助金 | 1,736,000 | 0 | 0 | 1,736,000 |
| 受取補助金 | 1,075,000 | 0 | 0 | 1,075,000 |
| 受取補助金 | 661,000 | 0 | 0 | 661,000 |
| 受取補助金 | 465,620 | 0 | 0 | 465,620 |
| 受取補助金 | 465,620 | 0 | 0 | 465,620 |
| 雑収益 | 0 | 0 | 4,816 | 4,816 |
| 経常収益計 | 27,165,720 | 0 | 8,466,548 | 35,632,268 |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 事業費 | 23,623,506 | 0 | 0 | 23,623,506 |
| コピー機 | 1,428,000 | 0 | 0 | 1,428,000 |
| パソコン | 1,366,353 | 0 | 0 | 1,366,353 |
| 参加費 | 1,117,117 | 0 | 0 | 1,117,117 |
| 保険料 | 242,932 | 0 | 0 | 242,932 |
| 宿泊費 | 348,040 | 0 | 0 | 348,040 |
| 雑費 | 574,211 | 0 | 0 | 574,211 |
| 渡国滞航 | 358,860 | 0 | 0 | 358,860 |
| 国内滞航 | 528,691 | 0 | 0 | 528,691 |
| 国外滞航 | 1,737,847 | 0 | 0 | 1,737,847 |
| 国内滞航 | 5,841,975 | 0 | 0 | 5,841,975 |
| 国内滞航 | 2,312,961 | 0 | 0 | 2,312,961 |
| 国内滞航 | 545,670 | 0 | 0 | 545,670 |
| 国内滞航 | 1,789,000 | 0 | 0 | 1,789,000 |
| 国内滞航 | 121,488 | 0 | 0 | 121,488 |
| 国内滞航 | 94,595 | 0 | 0 | 94,595 |
| 国内滞航 | 337,279 | 0 | 0 | 337,279 |
| 国内滞航 | 883,351 | 0 | 0 | 883,351 |
| 国内滞航 | 529,649 | 0 | 0 | 529,649 |
| 国内滞航 | 6,091 | 0 | 0 | 6,091 |
| 国内滞航 | 2,538,200 | 0 | 0 | 2,538,200 |
| 国内滞航 | 921,196 | 0 | 0 | 921,196 |
| 国内滞航 | 9,013,489 | 0 | 3,079,129 | 12,092,618 |
| 国内滞航 | 5,863,800 | 0 | 1,465,949 | 7,329,749 |
| 国内滞航 | 359,856 | 0 | 89,964 | 449,820 |
| 国内滞航 | 221,834 | 0 | 55,459 | 277,293 |
| 国内滞航 | 13,087 | 0 | 13,087 | 26,174 |
| 国内滞航 | 284,698 | 0 | 71,174 | 355,872 |
| 国内滞航 | 38,240 | 0 | 9,560 | 47,800 |
| 国内滞航 | 103,809 | 0 | 25,952 | 129,761 |
| 国内滞航 | 1,169,000 | 0 | 292,250 | 1,461,250 |
| 国内滞航 | 900,365 | 0 | 225,091 | 1,125,456 |
| 国内滞航 | 58,800 | 0 | 14,700 | 73,500 |
| 国内滞航 | 0 | 0 | 454,322 | 454,322 |
| 国内滞航 | 0 | 0 | 164,900 | 164,900 |
| 国内滞航 | 0 | 0 | 70,000 | 70,000 |
| 国内滞航 | 0 | 0 | 2,400 | 2,400 |
| 国内滞航 | 0 | 0 | 124,321 | 124,321 |
| 経常費用計 | 32,636,995 | 0 | 3,079,129 | 35,716,124 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 5,471,275 | 0 | 5,387,419 | △ 83,856 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | △ 5,471,275 | 0 | 5,387,419 | △ 83,856 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 5,471,275 | 0 | 5,387,419 | △ 83,856 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 68,826,214 | 68,826,214 |
| 一般正味財産期末残高 | △ 5,471,275 | 0 | 74,213,633 | 68,742,358 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | △ 5,471,275 | 0 | 74,213,633 | 68,742,358 |

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

| 補助金等の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の記載区分 |
|-------------|--------------|-------|-----------|-----------|-------|-------------|
| 委託金 | | | | | | |
| 選手強化事業委託金 | 日本オリンピック委員会 | 0 | 3,228,000 | 3,228,000 | 0 | — |
| 小計 | | 0 | 3,228,000 | 3,228,000 | 0 | |
| 助成金 | | | | | | |
| スポーツ振興くじ助成金 | 日本スポーツ振興センター | 0 | 661,000 | 661,000 | 0 | — |
| 小計 | | 0 | 661,000 | 661,000 | 0 | |
| 交付金 | | | | | | |
| 選手強化交付金 | 日本オリンピック委員会 | 0 | 1,075,000 | 1,075,000 | 0 | — |
| 小計 | | 0 | 1,075,000 | 1,075,000 | 0 | |
| 合計 | | 0 | 4,964,000 | 4,964,000 | 0 | |

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及び残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

| 科 目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 当期末残高 |
|---------|-----------|---------|-------|-----|-----------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 退職給付引当金 | 1,680,000 | 100,000 | - | - | 1,780,000 |

財産目録

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目 | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|---------------------|----------------------|---------|------------|
| (流動資産) | | | |
| 現金 | 手元保管 | 運転資金として | 44,689 |
| 預金 | 普通預金 | | 9,927,464 |
| | 三菱東京UFJ銀行 神田支店 | | 789,077 |
| | 三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店 | | 4,072 |
| | 三井住友銀行神田支 店 | | 3,919 |
| | みずほ銀行神田支店 | | 1,052,038 |
| | りそな銀行神田支店 | | 739,825 |
| | シティーバンク大手 町支店 | | 3,191,069 |
| | シティーバンク大手 町支店(外貨) | | 36,810 |
| | 朝日信用金庫湯島支 店 | | 1,702,747 |
| | ゆうちょ銀行振替口 座神田局 | | 2,407,907 |
| | 定期預金 | | 1,459,727 |
| | 三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店 | | 93,218 |
| | 三井住友銀行神田支 店 | | 93,218 |
| | みずほ銀行神田支店 | | 93,218 |
| | りそな銀行神田支店 | | 87,995 |
| | 朝日信用金庫湯島支 店 | | 1,072,160 |
| | シティーバンク大手 町支店 | | 19,918 |
| 棚卸資産 | | | 1,163,520 |
| 前払金 | | | 467,424 |
| 翌年度事業分 | | | 467,424 |
| 未収金 | | | 1,714,255 |
| その他 | | | 1,714,255 |
| 流動資産合計 | | | 14,777,079 |
| (固定資産) | | | |
| 基本財産 | | | 50,454,837 |
| 定期預金 | | | 49,454,837 |
| 三菱東京UFJ銀行 神田支店 | | | 4,102,860 |
| 三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店 | | | 9,006,301 |
| 三井住友銀行神田 支店 | | | 9,006,301 |
| みずほ銀行神田支 店 | | | 9,006,301 |
| りそな銀行神田支 店 | | | 8,309,208 |
| シティーバンク大 手町支店 | | | 2,020,024 |
| 朝日信用金庫湯島 支店 | | | 8,003,842 |
| 有価証券 | | | 1,000,000 |

| | | | |
|--------|------------------|--|------------|
| 特定資産 | 利付国庫債券207 | | 1,000,000 |
| | 公益事業基金（大会開催）引当預金 | | 11,380,000 |
| | ゆうちょ銀行振替口座神田局 | | 5,500,000 |
| | りそな銀行神田支店 | | 1,500,000 |
| | みずほ銀行神田支店 | | 3,000,000 |
| | トレセン建設引当預金 | | 1,000,000 |
| | 三菱東京UFJ銀行神田支店 | | 4,100,000 |
| | ゆうちょ銀行振替口座神田局 | | 3,000,000 |
| | 退職給付引当預金 | | 1,100,000 |
| | 三菱東京UFJ銀行神田支店 | | 1,780,000 |
| その他固 | ゆうちょ銀行振替口座神田局 | | 1,080,000 |
| | 保証金 | | 700,000 |
| 固定資産合計 | | | 200,000 |
| 資産合計 | | | 200,000 |
| | | | 62,034,837 |
| | | | 76,811,916 |
| (流動負債) | 未払金 | | 1,782,246 |
| | 大会経費 | | 84,000 |
| | その他 | | 1,698,246 |
| | 前受金 | | 3,276,700 |
| | 次年度会費 | | 3,276,700 |
| | 預り金 | | 1,230,612 |
| 流動負債合計 | | | 6,289,558 |
| (固定負債) | 退職給付引当金 | | 1,780,000 |
| 固定負債合計 | | | 1,780,000 |
| 負債合計 | | | 8,069,558 |
| 正味財産 | | | 68,742,358 |

収支計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 差 異 |
|-------------|------------|------------|------------|
| I 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | |
| 基本財産運用収入 | 160,000 | 38,122 | 121,878 |
| 基本財産利息収入 | 160,000 | 38,122 | 121,878 |
| 会費収入 | 16,355,625 | 16,847,221 | -491,596 |
| 正職員会費収入 | 714,000 | 714,000 | 0 |
| 正賛助会員個人会費収入 | 8,262,600 | 10,112,196 | -1,849,596 |
| 賛助会員個人会費収入 | 3,877,375 | 3,692,125 | 185,250 |
| 加盟料 | 900,000 | 0 | 900,000 |
| 事業収入 | 2,601,650 | 2,328,900 | 272,750 |
| 参加費 | 19,706,525 | 16,540,489 | 3,166,036 |
| 参加費 | 7,789,525 | 7,134,294 | 655,231 |
| その他収入 | 3,510,000 | 4,087,975 | -577,975 |
| 委託助成収入 | 2,200,000 | 1,755,200 | 444,800 |
| 補助金等収入 | 5,207,000 | 3,228,000 | 1,979,000 |
| 補助金収入 | 1,000,000 | 335,020 | 664,980 |
| 国民補助金収入 | 1,519,000 | 1,736,000 | -217,000 |
| 国民補助金収入 | 1,519,000 | 1,075,000 | 444,000 |
| 国民補助金収入 | 0 | 661,000 | -661,000 |
| 寄附金収入 | 700,000 | 465,620 | 234,380 |
| 寄附金収入 | 700,000 | 465,620 | 234,380 |
| 雑収入 | 25,000 | 4,816 | 20,184 |
| 雑収入 | 15,000 | 4,816 | 10,184 |
| 雑収入 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 事業活動収入計 | 38,466,150 | 35,632,268 | 2,833,882 |
| 2. 事業活動支出 | | | |
| 事業費 | 22,904,036 | 23,135,262 | -231,226 |
| コピー | 2,208,500 | 1,428,000 | 780,500 |
| コピー | 2,277,500 | 1,366,353 | 911,147 |
| コピー | 1,026,000 | 1,117,117 | -91,117 |
| コピー | 541,000 | 242,932 | 298,068 |
| コピー | 102,000 | 348,040 | -246,040 |
| コピー | 2,620,936 | 574,211 | 2,046,725 |
| コピー | 630,000 | 358,860 | 271,140 |
| コピー | 436,500 | 528,691 | -92,191 |
| コピー | 1,525,500 | 1,737,847 | -212,347 |
| コピー | 4,050,453 | 5,841,975 | -1,791,522 |
| コピー | 2,370,000 | 2,312,961 | 57,039 |
| コピー | 394,000 | 545,670 | -151,670 |
| コピー | 1,460,000 | 1,789,000 | -329,000 |
| コピー | 330,000 | 121,488 | 208,512 |
| コピー | 0 | 94,595 | -94,595 |
| コピー | 3,000 | 337,279 | -334,279 |
| コピー | 1,028,647 | 883,351 | 145,296 |
| コピー | 0 | 529,649 | -529,649 |
| コピー | 0 | 6,091 | -6,091 |
| コピー | 1,300,000 | 2,538,200 | -1,238,200 |
| コピー | 600,000 | 432,952 | 167,048 |
| コピー | 14,662,114 | 12,000,508 | 2,661,606 |
| コピー | 8,000,000 | 7,229,749 | 770,251 |
| コピー | 850,000 | 449,820 | 400,180 |
| コピー | 550,000 | 285,183 | 264,817 |
| コピー | 50,000 | 26,174 | 23,826 |
| コピー | 300,000 | 355,872 | -55,872 |
| コピー | 160,000 | 0 | 160,000 |
| コピー | 200,000 | 47,800 | 152,200 |
| コピー | 150,000 | 129,761 | 20,239 |
| コピー | 1,430,000 | 1,461,250 | -31,250 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|------------|------------|------------|
| 社租 | 会 | 保 | 險 | 料 | 1,500,000 | 1,125,456 | 374,544 |
| 負 | 稅 | 公 | 支 | 課 | 70,000 | 73,500 | -3,500 |
| 公 | 担 | 金 | 他 | 出 | 450,000 | 454,322 | -4,322 |
| 認 | 會 | 計 | 費 | 用 | 200,000 | 164,900 | 35,100 |
| 益 | 法 | 人 | 備 | 用 | 300,000 | 70,000 | 230,000 |
| 登 | 記 | 化 | 費 | 費 | 452,114 | 2,400 | 449,714 |
| 雜 | | 準 | | | 0 | 124,321 | -124,321 |
| 事業活動支出計 | | | | | 37,566,150 | 35,135,770 | 2,430,380 |
| 事業活動収支差額 | | | | | 900,000 | 496,498 | 403,502 |
| Ⅱ 投資活動収支の部 | | | | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | | | | |
| 投資活動収入計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | | | | | | | |
| 特 定 預 金 支 出 | | | | | 900,000 | 400,000 | 500,000 |
| 退 職 給 与 引 当 預 金 支 出 | | | | | 300,000 | 100,000 | 200,000 |
| 大 会 開 催 引 当 預 金 支 出 | | | | | 200,000 | 200,000 | 0 |
| ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出 | | | | | 400,000 | 100,000 | 300,000 |
| 投資活動支出計 | | | | | 900,000 | 400,000 | 500,000 |
| 投資活動収支差額 | | | | | -900,000 | -400,000 | -500,000 |
| Ⅲ 財務活動収支の部 | | | | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | | | | |
| 財務活動収入計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | | | | | | | |
| 財務活動支出計 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動収支差額 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | | | | | 0 | 96,498 | -96,498 |
| 前期繰越収支差額 | | | | | 0 | 7,227,503 | -7,227,503 |
| 次期繰越収支差額 | | | | | 0 | 7,324,001 | -7,324,001 |

収支計算書内訳表

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目 | 公益目的事業 | 収益事業 | 法人会計 | 合 計 |
|--------------|-------------|------|------------|------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 基本財産運用収入 | 0 | 0 | 38,122 | 38,122 |
| 基本財産利息収入 | 0 | 0 | 38,122 | 38,122 |
| 会費収入 | 8,423,611 | 0 | 8,423,610 | 16,847,221 |
| 正職員会費収入 | 357,000 | 0 | 357,000 | 714,000 |
| 賛助会費収入 | 5,056,098 | 0 | 5,056,098 | 10,112,196 |
| 賛助会費収入 | 1,846,063 | 0 | 1,846,062 | 3,692,125 |
| 事業収入 | 1,164,450 | 0 | 1,164,450 | 2,328,900 |
| 参加費収入 | 16,540,489 | 0 | 0 | 16,540,489 |
| 参加費収入 | 7,134,294 | 0 | 0 | 7,134,294 |
| 参加費収入 | 4,087,975 | 0 | 0 | 4,087,975 |
| 参加費収入 | 1,755,200 | 0 | 0 | 1,755,200 |
| 参加費収入 | 3,228,000 | 0 | 0 | 3,228,000 |
| 参加費収入 | 335,020 | 0 | 0 | 335,020 |
| 補助金収入 | 1,736,000 | 0 | 0 | 1,736,000 |
| 補助金収入 | 1,075,000 | 0 | 0 | 1,075,000 |
| 補助金収入 | 661,000 | 0 | 0 | 661,000 |
| 寄附金収入 | 465,620 | 0 | 0 | 465,620 |
| 寄附金収入 | 465,620 | 0 | 0 | 465,620 |
| 雑収入 | 0 | 0 | 4,816 | 4,816 |
| 事業活動収入計 | 27,165,720 | 0 | 8,466,548 | 35,632,268 |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 23,135,262 | 0 | 0 | 23,135,262 |
| コピー機 | 1,428,000 | 0 | 0 | 1,428,000 |
| コピー機 | 1,366,353 | 0 | 0 | 1,366,353 |
| コピー機 | 1,117,117 | 0 | 0 | 1,117,117 |
| コピー機 | 242,932 | 0 | 0 | 242,932 |
| コピー機 | 348,040 | 0 | 0 | 348,040 |
| コピー機 | 574,211 | 0 | 0 | 574,211 |
| コピー機 | 358,860 | 0 | 0 | 358,860 |
| コピー機 | 528,691 | 0 | 0 | 528,691 |
| コピー機 | 1,737,847 | 0 | 0 | 1,737,847 |
| コピー機 | 5,841,975 | 0 | 0 | 5,841,975 |
| コピー機 | 2,312,961 | 0 | 0 | 2,312,961 |
| コピー機 | 545,670 | 0 | 0 | 545,670 |
| コピー機 | 1,789,000 | 0 | 0 | 1,789,000 |
| コピー機 | 121,488 | 0 | 0 | 121,488 |
| コピー機 | 94,595 | 0 | 0 | 94,595 |
| コピー機 | 337,279 | 0 | 0 | 337,279 |
| コピー機 | 883,351 | 0 | 0 | 883,351 |
| コピー機 | 529,649 | 0 | 0 | 529,649 |
| コピー機 | 6,091 | 0 | 0 | 6,091 |
| コピー機 | 2,538,200 | 0 | 0 | 2,538,200 |
| コピー機 | 432,952 | 0 | 0 | 432,952 |
| コピー機 | 8,939,801 | 0 | 3,060,707 | 12,000,508 |
| コピー機 | 5,783,800 | 0 | 1,445,949 | 7,229,749 |
| コピー機 | 359,856 | 0 | 89,964 | 449,820 |
| コピー機 | 228,146 | 0 | 57,037 | 285,183 |
| コピー機 | 13,087 | 0 | 13,087 | 26,174 |
| コピー機 | 284,698 | 0 | 71,174 | 355,872 |
| コピー機 | 38,240 | 0 | 9,560 | 47,800 |
| コピー機 | 103,809 | 0 | 25,952 | 129,761 |
| コピー機 | 1,169,000 | 0 | 292,250 | 1,461,250 |
| コピー機 | 900,365 | 0 | 225,091 | 1,125,456 |
| コピー機 | 58,800 | 0 | 14,700 | 73,500 |
| コピー機 | 0 | 0 | 454,322 | 454,322 |
| コピー機 | 0 | 0 | 164,900 | 164,900 |
| コピー機 | 0 | 0 | 70,000 | 70,000 |
| コピー機 | 0 | 0 | 2,400 | 2,400 |
| コピー機 | 0 | 0 | 124,321 | 124,321 |
| 事業活動支出計 | 32,075,063 | 0 | 3,060,707 | 35,135,770 |
| 事業活動収支差額 | △ 4,909,343 | 0 | 5,405,841 | 496,498 |
| II 投資活動収支の部 | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | | | | |
| 特定預金支出 | 200,000 | 0 | 200,000 | 400,000 |
| 退職給付引当金支出 | 0 | 0 | 100,000 | 100,000 |
| 大会開催引当金支出 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| トレンセン建設引当金支出 | 0 | 0 | 100,000 | 100,000 |
| 投資活動支出計 | 200,000 | 0 | 200,000 | 400,000 |
| 投資活動収支差額 | △ 200,000 | 0 | △ 200,000 | △ 400,000 |
| III 財務活動収支の部 | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | △ 5,109,343 | 0 | 5,205,841 | 96,498 |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 7,227,503 | 7,227,503 |
| 次期繰越収支差額 | △ 5,109,343 | 0 | 12,433,344 | 7,324,001 |

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲 ----- 現金預金、未収金、未払金、前払金、前受金、預り金

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内容

(単位:円)

| 科 目 | 前期末残高 | 当期末残高 |
|-----------------|------------|------------|
| 現金預金 | 11,974,501 | 11,431,880 |
| 前払金 | 644,281 | 467,424 |
| 未収金 | 861,400 | 1,714,255 |
| 合 計(1) | 13,480,182 | 13,613,559 |
| 未払金 | 1,445,379 | 1,782,246 |
| 前受金 | 4,807,300 | 3,276,700 |
| 預り金 | 0 | 1,230,612 |
| 合 計(2) | 6,252,679 | 6,289,558 |
| 次期繰越収支差額(1)－(2) | 7,227,503 | 7,324,001 |

監 査 意 見 書

公益社団法人日本スカッシュ協会
会長 藤ヶ崎 訥 美 殿


私たちは、社団法人日本スカッシュ協会の平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）に係る財務諸表等すなわち、貸借対照表・正味財産増減計算書・附属明細書及び財産目録、並びに収支計算書について監査したところ、いずれも公益法人会計基準に準拠して作成され、財務状態、正味財産増減の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。


また、理事の業務執行状況について特に指摘すべきことはありません。

以上

平成 23 年 5 月 19 日

公益社団法人日本スカッシュ協会

監事 友清敏和 

監事 山岸和孝 

独立監査人の監査報告書


平成23年5月19日

公益社団法人 日本スカッシュ協会

会長 藤ヶ崎 訥美 殿

十川公認会計士事務所

公認会計士

十川 稔 

私は、社団法人日本スカッシュ協会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書、並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本スカッシュ協会の当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本スカッシュ協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第2号議案 公益社団法人日本スカッシュ協会定款の一部変更

定款変更の新旧対照表

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|---|---|
| <p>第4章 社員総会 (議事録) 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 <u>議長、議事録作成者並びに出席した代表理事(代表理事が欠席の場合は総会で指名又は選任された理事2名)</u>は、前項の議事録に<u>署名捺印又は記名押印</u>する。</p> <p>第6章 理事会 (議事録) 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 <u>議長並びに出席した代表理事(代表理事が欠席した場合は出席した理事全員)</u>及び監事は、前項の議事録に<u>署名捺印又は記名押印</u>する。</p> | <p>第4章 社員総会 (議事録) 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 理事会 (議事録) 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> |

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本スカッシュ協会と称する。英訳名は、JAPAN SQUASH ASSOCIATION と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるスカッシュ競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図り、もって我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スカッシュ競技の普及に関すること。
- (2) 我が国のスカッシュ競技に係る競技力の向上に関すること。
- (3) スカッシュ競技に係る競技大会に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者
- (2) 賛助会員 当法人の活動に協賛する個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に特に功労のあった者で社員総会の議決を経て推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び

毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第17条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の事項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の決議権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、議事録作成者並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は総会で指名又は選任された理事2名）は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第22条 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第23条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2の承認を要する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(名誉総裁、名誉会長、顧問及び運営委員)

第29条 この法人に、名誉総裁1名、名誉会長1名並びに顧問及び運営委員を若干名置くことができる。

2 名誉総裁、名誉会長、並びに顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 運営委員は、次の職務を行う。

(1) 常務理事を補佐すること。

4 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は出席した理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

（運営委員会）

第35条 この法人に運営委員会を置く。

2 前項の委員会は、常務理事と運営委員で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

（1） この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。

（2） この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

（3） この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。

4 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第7章 資産及び会計

（基本財産）

第36条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（剰余金）

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、上記のとおりです。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第

1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（基金）

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第45条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し

の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は藤ヶ崎訥美とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産 (第36条関係)

| 財産種別 | | 場所・物量等 | |
|------|------------|-----------------|-----------|
| 定期預金 | 49,454,837 | 三菱東京UFJ銀行神田駅前支店 | 9,006,301 |
| | | 三井住友銀行神田支店 | 9,006,301 |
| | | みずほ銀行神田支店 | 9,006,301 |
| | | りそな銀行神田支店 | 8,309,208 |
| | | シティーバンク大手町支店 | 2,020,024 |
| | | 朝日信用金庫湯島支店 | 8,003,842 |
| 有価証券 | 1,000,000 | 三菱東京UFJ銀行神田支店 | 4,102,860 |
| | | 利付国庫債券 207 | 1,000,000 |
| | 50,454,837 | | |

役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）定款第 28 条の規定に基づき、常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るため、社員総会の議によりこれを定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料当の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員にのみ職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表) 常勤役員棒給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 6 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額、(別表) 常勤役員棒給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は棒給表のうちから、社員総会の決議を経て、決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常務役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間 1 年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、社員総会の決議を経て決定する。ただし、この算定の基礎となる在職期間は当初就任日より起算して 8 年間の上限とする。

(費用)

第7条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 23 年 1 月 20 日理事会議決)

(別表) 常勤役員棒給表 (単位: 円)

| | 月額 | | 月額 | | 月額 |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 第 1 号 | 50,000 | 第 6 号 | 300,000 | 第 11 号 | 550,000 |
| 第 2 号 | 100,000 | 第 7 号 | 350,000 | 第 12 号 | 600,000 |
| 第 3 号 | 150,000 | 第 8 号 | 400,000 | | |
| 第 4 号 | 200,000 | 第 9 号 | 450,000 | | |
| 第 5 号 | 250,000 | 第 10 号 | 500,000 | | |

第4号議案 平成23年度役員の一部変更

<辞任理事>

市原隆久 セントラルスポーツ(株)事業開発部/取締役部長
任期：平成22年4月1日～平成23年4月1日辞任
非常勤

<就任理事>

河本 勝 セントラルスポーツ(株)事業開発部長/執行役員
任期：平成23年6月25日～平成24年6月18日
非常勤

第 5 号議案 運営規則の一部改訂

運営規則改訂の新旧対照表

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|---|---|
| <p>第 2 章 会員 (会員種別)</p> <p>第 3 条 ② 賛助会員は、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プロ選手会員、個人会員、ジュニア会員、学連会員、一般会員、後援会員、単発会員、<u>普及協力会員</u>により構成される。</p> <p>(会員会費納入)</p> <p>第 4 条 ②賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。 <u>普及協力会員 年会費 無料</u></p> <p>④<u>全国のブロック地区を統括する団体(地区支部)及び都道府県を統括する団体(都道府県支部)は、本協会に加盟する事ができる。加盟金として地区支部 50,000 円 (1 団体/年)、都道府県支部 30,000 円 (1 団体/年) を納入する。但し、加盟には理事会の承認を必要とする。</u></p> <p>(会費の使途)</p> <p><u>第 5 条 第 4 条の入会金、年会費及び加盟金は、毎事業年度における合計額の 50%以下を当該年度の法人会計に使用する。</u></p> <p>第 3 章 役員・常務理事・運営委員 (役員選任基準)</p> | <p>第 2 章 会員 (会員種別)</p> <p>第 3 条 ② 賛助会員は、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プロ選手会員、個人会員、ジュニア会員、学連会員、一般会員、後援会員、単発会員により構成される。</p> <p>(会員会費納入)</p> <p>第 4 条 ②賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。 (左記追加)</p> <p>④ (左記追加)</p> <p>(会費の使途) (左記追加)</p> <p>第 3 章 役員・常務理事・運営委員 (役員)</p> |

第 6 条

1 定款第 19 条が定める定数 10 名以上 15 名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、構成バランスを目安とすることが望ましいものとする。

① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者

5 名以上 8 名以内

② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者

5 名以上 8 名以内

2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要しない。

第 9 章 規則の改正

(規則の改正)

第 20 条 この規則は、本協会の理事会の議決により改正することができる。

付 則

2 平成 23 年 4 月 1 日より地区支部は本協会とは独立した組織とし、公益社団法人日本スカッシュ協会（移行認定後）の支部名は名乗らないこととする。

日本スカッシュ協会北海道支部

日本スカッシュ協会東北支部

日本スカッシュ協会関東支部

日本スカッシュ協会中部支部

日本スカッシュ協会関西支部

日本スカッシュ協会中国四国支部

日本スカッシュ協会九州支部

第 5 条

1 定款 12 条が定める理事の定数 10 名以上 15 名以内の内訳は、以下の構成を目安とする。

① 運営規則第 9 条に定める各専門委員の委員長、又はこれに準ずる者 5 名以上 7 名以内

② 学識経験者 5 名以上 8 名以内

第 9 章 規則の変更

(規則の変更)

第 19 条 この規則の変更は、本協会理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

付 則

2 (左記追加)

公益社団法人日本スカッシュ協会 運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、公益社団法人日本スカッシュ協会定款に基づき、この法人(以下「本協会」という。)の組織、運営に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(加入基準)

第2条 会員は、本協会の目的に賛同して入会し、又は本協会の事業を援助する個人又は法人その他の団体とする。

(会員種別)

第3条 定款第5条に基づく会員種別の内容は次のとおりとする。

- ① 正会員は、都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者により構成される。
- ② 賛助会員は、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プロ選手会員、個人選手会員、ジュニア会員、学連会員、一般会員、後援会員、単発会員、普及協力会員により構成される。

(会員会費納入)

第4条 会員は、次に定める会員会費を納入する。

- ① 正会員は、次に定める負担金を納入する。

年額 10,500 円

- ② 賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。

団体会員 入会金 52,500 円、年会費(1口)52,500 円

準団体会員 年会費(1口) 21,000 円

クラブチーム会員 年会費(1口) 21,000 円

プロ選手会員 年会費 12,900 円

個人選手会員 年会費 6,500 円

ジュニア会員 年会費 3,300 円

一般会員 年会費 4,400 円

後援会員 年会費 3,300 円

学連会員(関東学連)年会費 5,500 円

学連会員(関西学連)年会費 3,600 円

学連会員(上記以外)年会費 無料 (別途一括納入)

単発会員 年会費 なし(1回参加資格 2,200円)

普及協力会員 年会費 無料

- ③ プロ選手会員、個人選手会員、及び一般会員は、会費納入を履行していない場合は、当該年度の本協会の主催及び公認大会に出場することができない。
- ④ 全国のブロック地区を統括する団体(地区支部)及び都府県を統括する団体(都府県支部)は、本協会に加盟する事ができる。加盟金として地区支部 50,000円(1団体/年)、都府県支部 30,000円(1団体/年)を納入する。
但し、加盟には理事会の承認を必要とする。

(会費の使途)

第5条 第4条の入会金、年会費及び加盟金は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用する。

第3章 役員・常務理事・運営委員

(役員選任基準)

第6条

- 1 定款第19条が定める定数10名以上15名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、構成バランスを目安とすることが望ましいものとする。
 - ① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者
5名以上7名以内
 - ② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者
5名以上8名以内
- 2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要しない。

(常務理事)

第7条 理事のうち若干名は、理事会が推薦し会長が委嘱して常務理事の任に当たる。常務理事は理事会の委任を受けて本協会の日常業務を決定執行する。常務理事のうち1名は事務局長として事務局を統括する。

(運営委員)

第8条

- 1 常務理事を補佐するため運営委員を置く。運営委員は業務上必要とする若干名にとどめ、何れかの専門委員会に属しその任に当たる。
- 2 常務理事と運営委員とは協力して運営委員会を構成し、運営委員は常務理事を補佐する。
- 3 各専門委員会の委員長はすべて運営委員に任じ、加えて各地区支部及び都府県支部の代表者及び団体役員並びに学連の代表者のうちから理事会の推薦する者若干

名と会長が推薦する者若干名が会長の任免の下に運営委員になる。

(役員の新任・立候補)

第 9 条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員 3 名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。選挙管理委員会は正会員 3 名で組織し、その委員は理事会の推薦により会長がこれを任命する。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第 10 条

- 1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。
 - ① 規則公認委員会
 - ② 選手強化委員会
 - ③ 競技委員会
 - ④ 総務委員会
 - ⑤ 普及渉外委員会
- 2 各委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。専門委員会に、副委員長をおくときは、委員長がこれを指名する。
- 3 各専門委員会の委員数は委員長を含む 20 名以内とする。
- 4 委員の任期は、定款第 26 条の規定を準用する。
- 5 会長の指示があれば顧問は各専門委員会に出席、発言することができる。

(規則公認委員会)

第 11 条 規則公認委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会・コート・ボール・用具等の公認に関すること。
- ② 競技ルール、大会運営ルール、ポイント制度等規則に関すること。
- ③ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、各国協会、男女国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整に関すること。

(選手強化委員会)

第 12 条 選手強化委員会は次の事項を所管する。

- ① 海外大会日本代表選手の選考。
- ② ナショナルチームの選手強化に関すること。
- ③ ジュニアの選手強化に関すること。

- ④ マスターズの選手強化に関する事。
- ⑤ 学生の選手強化に関する事。
- ⑥ スポーツ医学に関する事。
- ⑦ ユーチ制度及び育成に関する事。

(競技委員会)

第13条 競技委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会運営に関する事。
- ② 審判制度及び育成に関する事。

(総務委員会)

第14条 総務委員会は次の事項を所管する。

- ① 会員管理に関する事。
- ② 地区組織の充実に関する事。
- ③ 財務経理に関する事。
- ④ 事務局に関する事。
- ⑤ 機関誌・広報に関する事。
- ⑥ 総合的企画運営に関する事。

(普及渉外委員会)

第15条 普及渉外委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会等のスポンサー対策及びその増進に関する事。
- ② スカッシュの普及イベントに関する事。
- ③ 会員の増加のための活動に関する事。
- ④ 生涯スポーツとしてのジュニア・一般・マスターズの普及振興に関する事。
- ⑤ 環境対策に関する事。

第5章 登録

(選手登録)

第16条

- 1 本協会並びに地区支部が主催又は公認する競技会に、競技者として参加しようとする者は、原則として、日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した選手でなければならない。
但し、日本国籍を有しない者で、ひきつづき3か月以上国内に居住する者については同様の扱いとする。
- 2 登録に関する規定及びアマチュア資格に関する規定は別に定める。

第6章 スポーツ仲裁

第 17 条 本協会のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第7章 細則

第 18 条 各種細則の制定、廃止については、運営委員会にて検討の上原案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

各種細則の内容の一部変更について、その変更が急を要し、理事会の承認を得ることが時間的に困難な場合には、事後に理事会の承認を求めるものとする。但し、理事会の事後承認が得られなかった時は、その変更は効力を有しないものとする。

第8章 会議へのオブザーバー参加

(会議へのオブザーバー参加)

第 19 条 本協会の組織の会議について、当該会議体の構成員でない正会員が傍聴を希望する場合、事前に当該会議体の議長から文書で傍聴の許可を受けた者はその会議を傍聴する事ができる。又議長から傍聴の依頼を受けた者(これら傍聴者を以下オブザーバーという)は許可の手続きなしで傍聴できる。

オブザーバーは議長の許可を受けた場合のみ発言でき、発言時間、内容等議長の指示に従う。議長から退席を求められた場合は直ちに退席しなければならない。

第9章 規則の改正

(規則の改正)

第 20 条 この規則は、本協会の理事会の議決により改正することができる。

付 則

- 1 この規則にいう全国の地区支部は次のとおりとする。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日より地区支部は本協会とは独立した組織とし、公益社団法人日本スカッシュ協会(移行認定後)の支部名は名乗らないこととする。

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 日本スカッシュ協会北海道支部 | 北海道 |
| 日本スカッシュ協会東北支部 | 宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県 |
| 日本スカッシュ協会関東支部 | 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県 |
| 日本スカッシュ協会中部支部 | 愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県 |
| 日本スカッシュ協会関西支部 | 大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県 |
| 日本スカッシュ協会中国四国支部 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 日本スカッシュ協会九州支部 | 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県 |

3 この規則は、公益法人の登記の日から施行する。

(平成 22 年 11 月 9 日理事会決議)

(平成 23 年 1 月 20 日改訂理事会決議)

平成 22 年度アクションプラン活動等報告

公益社団法人日本スカッシュ協会 選手強化委員会

公益社団法人日本スカッシュ協会のアクションプラン活動等にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。世界に通用する日本のスカッシュ選手の育成強化とコーチ養成を目指すアクションプランは、皆様のご支援ご協力により育まれています。

ここに、平成 22 年度の主な関連活動内容をご報告して、今後共より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

| 項目 | 収入 | | 支出 | 備考 |
|---------------|-----------|-----------|------------|----------------------------|
| | (寄付補助金) | (参加費等) | | |
| アクションプラン募金 | 415,620 | 0 | 0 | |
| JOC強化交付金 | 1,075,000 | 0 | 0 | |
| JOC委託事業 ※表 1 | 3,228,000 | 1,443,210 | 7,402,614 | |
| 選手強化委員会(シニア) | 0 | 1,416,240 | 2,643,455 | アジア競技大会・女子世界団体選手権・韓国オープン・他 |
| 選手強化委員会(ジュニア) | 0 | 1,018,400 | 3,089,142 | 香港ジュニア アジアジュニア(団体)・他 |
| ナショナルトレーニング募金 | 50,000 | 0 | 0 | (平成 23 年 5 月より再開) |
| 計 | 4,768,620 | 3,877,850 | 13,135,211 | |
| 総計 | | 総収入 | 総支出 | 差引差額 |
| | | 8,646,470 | 13,135,211 | △4,488,741 |

* 委託事業対象外経費一部含む

＊ 表1 JOC委託事業

(対象経費の2/3がJOC補助、残1/3と対象外経費その他がJSA負担。但しJOC補助金上限あり)

支出

| 項目 | 渡航費 | 滞在費 | 交通費 | 謝金 | 借損料 | 通信費 | 消耗品・雑役務 | 対象外* | 計 |
|-------------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| アジア選手権(*) | 1,320,489 | 208,575 | 100,660 | 260,000 | 0 | 14,140 | 76,386 | 57,000 | 2,037,250 |
| マレーシアジュニア | 764,960 | 477,113 | 72,440 | 155,000 | 13,436 | 24,754 | 60,080 | 32,589 | 1,600,372 |
| 東アジア | 275,900 | 0 | 55,810 | 40,000 | 1,796 | 0 | 23,360 | 10,400 | 407,266 |
| アジアジュニア(個人) | 846,240 | 242,150 | 88,260 | 100,000 | 0 | 12,013 | 47,160 | 56,611 | 1,392,434 |
| 世界ジュニア男子 | 1,085,385 | 564,198 | 83,120 | 140,000 | 1,181 | 0 | 44,539 | 46,869 | 1,965,292 |
| 計 | 4,292,974 | 1,492,036 | 400,290 | 695,000 | 16,413 | 50,907 | 251,525 | 203,469 | 7,402,614 |

(JOC 補助金上限 3,228,000)

＊アジア選手権の一部は平成22年度に支払い済み

◆ その他、選手強化委員会海外遠征等 (JSA負担)

| 項目 | 収入 | 支出 |
|------------------|-----------|-----------|
| 香港ジュニア | 902,160 | 1,562,014 |
| アジアジュニア(団体) | 0 | 1,403,721 |
| アジア競技大会・韓国オープン・他 | 1,010,060 | 1,785,533 |
| 女子世界選手権 | 522,420 | 981,329 |
| 計 | 2,434,640 | 5,732,597 |

平成 23 年度 事業計画

公益社団法人日本スカッシュ協会

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業

① スカッシュデー・スカッシュウィークの実施

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会

主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等

日程：＜スカッシュデー＞平成 24 年 2 月 11 日

＜スカッシュウィーク＞平成 24 年 2 月 4 日～19 日

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等

目的：スカッシュ体験を広い層へ促し、実体験からスカッシュの楽しさを伝えて一層の普及を図る。

対象：性別・年齢を問わず広く一般

参加予定人数：約 2,000 名

内容：スカッシュ体験会、試打会、ヒッティングパートナー、コーチング、レンタル無料デー、スカッシュ大会、3/4 ゲーム大会等

② 広報活動

イ) 広報誌＜SQUASH＞の発行（年 2 回を予定）

Vol. 69 （夏の号）平成 23 年 7 月発行予定

Vol. 70 （冬の号）平成 24 年 2 月発行予定

ロ) 協会ホームページの運営

ハ) Twitter 等による情報の発信の実施

ニ) 体育協会記者クラブ等マスコミへのプレスリリース等情報発信

③ 大会等のスポンサー対策及び増進

④ 環境対策委員会にて J S A エコプロジェクトを推進

⑤ チャリティースカッシュ 2011 の実施＜JSA 創立 40 周年記念イベント＞

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会

協力：全日本学生スカッシュ連盟

日程：6 月 25 日（土）

会場：ヨコハマ SQ-CUBE

目的：参加費の一部を東日本代震災チャリティー募金に充て、JSA の社会貢献活動の一環とすると共に、初心者・学連 OB などの層を呼び込む。

対象：スカッシュ愛好家全体

参加予定人数：約 200 名

内容：団体戦・個人戦

(2) スカッシュ競技の競技力の向上に関する事業

① アクションプラン活動とアクションプラン募金活動

目的：世界に通じる選手の育成と指導者の養成

対象：選手強化活動、コーチ養成

内容：

- イ) ナショナル強化プロジェクトチームによるスカッシュエリートプログラムの実施とその運用研究
- ロ) 全国地区支部や協会の大会に於ける募金活動（募金は主に海外遠征やコーチ講習会の充実に活用）

② J S A公認レベルT（普及トレーナー）及びレベル1（コーチ）認定講習会と認定試験の開催・公認とワークショップの開催

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会、団体会員及び地区都道府県支部

日程：年2～3回開催予定

会場：未定

目的：スカッシュの正しい知識と指導法を体得、スカッシュの一層の技術向上

対象：レベルT—初心者レベルでのグループ作り等のサポートが出来る者

レベル1—一般的なクラブプレーヤーをコーチングする指導者

参加予定人数：各回10名前後を予定

内容：レベルT—基本知識・基本ショットの正しいストローク方法・レフリー・マーカールの基礎知識等

レベル1—全ての基本ショットの正しいストローク方法やフィーディング（球出し）方法・マンツーマン&グループのコーチング・試合開催の組織作り・基本戦術とルール・レフリー・マーカールの知識等

③ J S A公認審判講習会と認定試験の開催・支援と公認<2級・3級・4級>

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会、全国の地区都道府県支部

日程：全国にて年10回程度開催予定

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート又は地域公共施設

目的：レフリー・マーカールの正しい知識を習得し、スカッシュ審判の一層の技術向上

対象：4級—一般、ジュニア等のスカッシュ経験が浅い者等

3級—スカッシュの競技歴が1年以上と認められる者等

2級—スカッシュの競技歴が3年以上と認められる者等

参加予定人数：各回10～30名前後を予定

内容：

イ) 講習会：正しいルール、レフリー・マーカールのあり方、ジャッジ（判断）の進め方、トラブル対処方法、観客や試合のコントロール方法の学習

ロ) 筆記試験と実技（DVD）：試験の点数により認定の可否を決定

④ J S A承認講師スキルアップ研修会と公認審判員スキルアップ研修会の開催

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会、

日程：7月2日他1～2日（予定）

会場：杉並区阿佐ヶ谷地域区民センター

目的：承認審判講師のスキルアップをし、世界との一貫性を持ったスカッシュ

ルールの全国普及を目指す。

対象：JSA レフリー委員及び地区支部または県支部の承認講師

JSA 公認審判員（2級、3級、4級）

参加予定人数：各回 10～20 名前後を予定

内容：イ）試験問題や解答の再見直し

ロ）妨害、コート上の行為、怪我の場合の対処法、タイブ레이크時のコール、3人レフリーシステムの進化、WSFのCBTAプログラム、他の学習

⑤ アジアスカッシュ連盟レフリー講習会への派遣

主催：東アジアスカッシュ連盟(EASF)

日程：5月21日～22日

開催地：台湾/高雄

目的：海外とのスカッシュレフリングの一貫性を保つ事を目的とする情報収集

参加人数：1名

⑥ ナショナルスカッシュ強化練習会及び合宿の開催

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会

日程：＜ナショナルトレーニング＞通年隔週木曜日及び週末（月1回）

＜春期合宿＞3月31日～4月1日特別ジュニア合宿（震災により中止）

＜ジュニア強化合宿＞未定

＜西日本ジュニア強化合宿＞

会場：（千葉県）サンセットブリーズ保田、（神奈川県）SQ-CUBE、パレット中川、（岡山県）マスカット、他（予定）

目的：

イ）アジア競技大会・東アジア競技大会等においてメダルを獲得する事を目標に技術力の向上とフィジカルの強化

ロ）広く一般をも対象とし卓越した才能を発掘し育成強化を目指す

対象：ナショナルチーム選手、アクションプラン選手、ジュニア選手、一般選手も加えた幅広いプレーヤー層

参加予定人数：各回 10～20 名前後を予定

内容：フィジカルチェック、コンディショニングゲーム、フィジカルトレーニング、基本ショット及び戦術練習、ゲーム練習等

⑦ 日韓合同スカッシュ交流事業

＜JOC平成23年度選手強化委託事業（予定）＞

主催：公益社団法人日本スカッシュ協会&韓国スカッシュ協会共催

日程：平成23年8月30日～9月4日

会場：韓国・仁川（予定）

目的：日韓両国の交流及びスカッシュの技術向上を図る事を目的に、毎年日本と韓国を交互に開催地として実施

対象：＜ジュニア＞日韓両国のジュニアトップ選手

＜シニア＞日韓両国のナショナルトップ選手

参加予定人数：各国 8～9 名前後

内容：日韓合同練習・トレーニング、テストマッチ、インターポートマッチ、親善交換会、KOREA オープン参戦

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会 ※日程、会場等は予定

イ) 第22回全日本アンダー23 スカッシュ選手権大会

日程：6月4日～5日

会場：セントラルフィットネスクラブ錦糸町

目的：日本のトップを目指す若いプレイヤーの育成強化

対象：23歳未満の男女

参加予定人数：約100名

協議方式：トーナメント制

ロ) 第30回ジャパンオープンスカッシュ選手権大会<検討中>

日程：6月～9月

会場：未定

公認：PSA（プロスカッシュ協会（男子））WISPA（女子国際スカッシュプレイヤーズ協会）

目的：海外のトッププレイヤーを招待して開催する国際試合を開催し、海外選手との交流や技術向上を図る

対象：PSA、WISPA登録選手及び日本在住選手

参加予定人数：約150名

内容：男女選手権、マスターズ、フレンドシップ

競技方式：トーナメント制

ハ) 第25回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

日程：8月17日～20日（又は18日～20日）

会場：ヨコハマ SQ-CUBE

目的：国内外のジュニア選手の交流・技術向上

対象：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

参加予定人数：約100名

競技方式：トーナメント制

ニ) 第17回マスターズカーニバル

日程：10月8日～10日

会場：未定

目的：マスターズの年代のスカッシュ愛好家による親睦を図り、スカッシュの試合を通じ楽しい仲間作りを行う

対象：年齢カテゴリー各30、40、50、60以上（初心者～ベテラン）の男女

参加予定人数：約150名

競技方式：トーナメント及びリーグ制

ホ) 第40回全日本スカッシュ選手権大会

<平成23年度スポーツ振興基金助成及びスポーツ振興くじ助成事業>

日程：11月23日～27日

会場：未定

目的：全日本チャンピオンの決定

40 回記念大会として歴代チャンピオンの試合等イベントによる祝賀
対象：

選手権：全国選手権上位入賞者及び規定資格保有者、日本国籍を有する者
男女マスターズ：日本国籍を有する者、各年齢対象者

参加予定人数：約 230 名

競技方式：トーナメント制

へ) JOC ジュニアオリンピックカップ第 15 回全日本ジュニアスカッシュ選手権大会 (冠は予定)

日程：平成 24 年 3 月下旬

会場：未定

目的：日本ジュニアチャンピオンの決定、ジュニアの技術向上・交流

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9 の選手で、日本国籍を有する者

参加予定人数：約 150 名

競技方式：トーナメント制

② 海外大会日本代表派遣(予定)

イ) 第 16 回アジア個人選手権大会

< JOC 平成 23 年度選手強化委託事業 (予定) >

日程：4 月 26 日～4 月 30 日

開催地：マレーシア/ペナン

種目：個人戦

ロ) 第 6 回東アジアスカッシュ選手権大会

日程：6 月 10 日～12 日

開催地：マカオ

種目：男 3 女 2 の混合団体戦

ハ) ミロ・オールスタージュニア大会

日程：5 月 31 日～6 月 5 日

開催地：マレーシア、プキットジャリル

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11 の男女

ニ) 第 15 回アジアジュニア個人選手権大会

< JOC 平成 23 年度選手強化委託事業 (予定) >

日程：6 月 21 日～6 月 25 日

開催地：ヨルダン

種目：個人戦

ホ) 香港ジュニアオープン

< JOC 平成 23 年度選手強化委託事業 (予定) >

日程：8 月 10 日～8 月 14 日

開催地：香港

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9 の男女

③ 海外派遣承認大会 (予定)

イ) ペナンインターナショナルジュニア大会

日程：6月7日～11日

開催地：マレーシア、ペナン

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11の男女

ロ) スコティッシュジュニアオープン

日程：12月下旬

開催地：スコットランド

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

ハ) ブリティッシュジュニアオープン

日程：平成24年1月上旬

開催地：イギリス

種目：年齢カテゴリー各アンダー19、17、15、13、11、9の男女

④ 国際大会の日本開催に向けての資金及び情報の収集

目的：ジャパンオープンスカッシュ選手権大会や東アジアスカッシュ選手権大会等の国際大会を開催する事により、選手には海外選手との対戦機会を、一般には海外トップ選手のプレー観戦機会を作り、更に広く一般にスカッシュへの興味の高まりを招き普及を図る。

計画：協会創立50周年（平成33年）までに840万円を目標に、年間20万から30万円の資金を積み立て、協賛企業が獲得できない場合でも国内に於ける国際大会開催を図る。

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な振興事業

① アジア競技大会に向けてのロビー活動及び選手強化活動

目的：次回のアジア競技大会では、より多くの日本人選手が出場できるように努力し、メダル獲得に向けて選手強化を一層充実させる。

対象：男女ナショナルチーム

種目：男女シングル戦、団体戦

内容：選手強化の為に合宿を集中して行う。

② オリンピック競技大会での正式競技入り実現の為に推進活動

目的：スカッシュの普及発展の為に、WSF（世界スカッシュ連盟）との連携により、IOC（国際オリンピック委員会）並びに開催国スカッシュ協会への2020年オリンピック競技入り要請運動を展開する。

③ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動

目的：(財)日本ドーピング機構に加盟して、競技会検査及びドーピング防止の為に啓蒙活動を積極的に行う。大会会場にて展示説明コーナーを設置。

④ 会員募集事業と公認事業制度の運用

目的：個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は(株)アプロード運用の「スポーツエントリー」を利用して利便性を図る。但し、平成23年度より大会参加に関しての「スポーツエントリー」の利用は、主催者の

判断に委ねる。

世界スカッシュ連盟（WSF）の規格に基づいて、コート及びボールの公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図る。

又、公認大会の運用（要項、ドロー、結果の確認及び公認）やランキング等の発表を行い、公認大会の全国統一とレベルアップを図る。

⑤ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各国協会、男女国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整

目的：海外対策委員会を中心に海外の情報収集及び国内情報の発信及び海外との協力体制で積極的な活動を行う。

⑥ 全日本学生連盟との連携、強化

目的：前年度に続いて学生連盟の所属選手も個人登録とし、協会機関誌を個別に発送する事により情報を一層密に伝達する。又、大会等における協力体制を強化する。

⑦ 「(社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向けた資金及び情報の収集

目的：スカッシュ人口増大の為には、協会保有のスカッシュコートを建設しての普及活動が不可欠。又、集中的な選手強化の為にもスカッシュコートを含むトレーニングセンターの建設が必要。国や自治体の協力を得て「(社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金と情報の収集に努力する。

計画：協会創立 70 周年（平成 53 年）までに 1 億円を目標に、年間 10 万円から 100 万円の資金を積み立て、不足分は基本財産等にて実現したい。

⑧ 公益法人制度改革における公益社団法人への移行認定により活動開始

目的：公益社団法人への移行認定が下り登記作業を行う。

移行設立総会を開催して公益社団法人としての適正な活動を以後行う。

収支予算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

| 科 目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増 減 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 160,000 | 160,000 | 0 |
| 基本財産受取利息 | 160,000 | 160,000 | 0 |
| 正職員受取会費 | 17,414,150 | 16,355,625 | 1,058,525 |
| 正職員受取会費 | 640,500 | 714,000 | -73,500 |
| 正職員受取会費 | 9,703,000 | 8,262,600 | 1,440,400 |
| 正職員受取会費 | 3,675,000 | 3,877,375 | -202,375 |
| 正職員受取会費 | 640,000 | 900,000 | -260,000 |
| 正職員受取会費 | 2,755,650 | 2,601,650 | 154,000 |
| 正職員受取会費 | 14,532,500 | 19,706,525 | -5,174,025 |
| 正職員受取会費 | 7,200,000 | 7,789,525 | -589,525 |
| 正職員受取会費 | 2,774,500 | 3,510,000 | -735,500 |
| 正職員受取会費 | 530,000 | 2,200,000 | -1,670,000 |
| 正職員受取会費 | 3,228,000 | 5,207,000 | -1,979,000 |
| 正職員受取会費 | 800,000 | 1,000,000 | -200,000 |
| 正職員受取会費 | 7,792,384 | 1,519,000 | 6,273,384 |
| 正職員受取会費 | 4,564,000 | 0 | 4,564,000 |
| 正職員受取会費 | 3,228,384 | 1,519,000 | 1,709,384 |
| 正職員受取会費 | 1,016,000 | 700,000 | 316,000 |
| 正職員受取会費 | 1,016,000 | 700,000 | 316,000 |
| 正職員受取会費 | 10,000 | 25,000 | -15,000 |
| 正職員受取会費 | 5,000 | 15,000 | -10,000 |
| 正職員受取会費 | 5,000 | 10,000 | -5,000 |
| 経常収益計 | 40,925,034 | 38,466,150 | 2,458,884 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事務費 | 24,410,690 | 22,904,036 | 1,506,654 |
| 事務費 | 2,975,000 | 2,208,500 | 766,500 |
| 事務費 | 2,757,200 | 2,277,500 | 479,700 |
| 事務費 | 1,457,500 | 1,026,000 | 431,500 |
| 事務費 | 493,413 | 541,000 | -47,587 |
| 事務費 | 60,400 | 102,000 | -41,600 |
| 事務費 | 1,986,380 | 2,620,936 | -634,556 |
| 事務費 | 1,391,850 | 630,000 | 761,850 |
| 事務費 | 352,900 | 436,500 | -83,600 |
| 事務費 | 2,293,800 | 1,525,500 | 768,300 |
| 事務費 | 4,284,000 | 4,050,453 | 233,547 |
| 事務費 | 1,295,000 | 2,370,000 | -1,075,000 |
| 事務費 | 250,000 | 394,000 | -144,000 |
| 事務費 | 1,557,800 | 1,460,000 | 97,800 |
| 事務費 | 200,000 | 330,000 | -130,000 |
| 事務費 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 事務費 | 1,152,447 | 1,028,647 | 123,800 |
| 事務費 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 事務費 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 事務費 | 15,914,344 | 14,962,114 | 952,230 |
| 事務費 | 9,300,000 | 8,300,000 | 1,000,000 |
| 事務費 | 850,000 | 850,000 | 0 |
| 事務費 | 500,000 | 550,000 | -50,000 |
| 事務費 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 事務費 | 350,000 | 300,000 | 50,000 |
| 事務費 | 100,000 | 160,000 | -60,000 |
| 事務費 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 事務費 | 150,000 | 150,000 | 0 |
| 事務費 | 1,430,000 | 1,430,000 | 0 |
| 事務費 | 1,250,000 | 1,500,000 | -250,000 |
| 事務費 | 70,000 | 70,000 | 0 |
| 事務費 | 450,000 | 450,000 | 0 |
| 事務費 | 250,000 | 200,000 | 50,000 |
| 事務費 | 400,000 | 300,000 | 100,000 |
| 事務費 | 450,000 | 452,114 | -2,114 |
| 事務費 | 114,344 | 0 | 114,344 |
| 経常費用計 | 40,325,034 | 37,866,150 | 2,458,884 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 600,000 | 600,000 | 0 |

収支予算書(収支)

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

| 科 目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増 減 |
|--------------|------------|------------|------------|
| I 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | |
| 基本財産運用収入 | 160,000 | 160,000 | 0 |
| 基本財産利息収入 | 160,000 | 160,000 | 0 |
| 会費収入 | 17,414,150 | 16,355,625 | 1,058,525 |
| 正職員会費収入 | 640,500 | 714,000 | -73,500 |
| 賛助会員個人会費収入 | 9,703,000 | 8,262,600 | 1,440,400 |
| 賛助会員団体費収入 | 3,675,000 | 3,877,375 | -202,375 |
| 加盟料 | 640,000 | 900,000 | -260,000 |
| 事業収入 | 2,755,650 | 2,601,650 | 154,000 |
| 参加費収入 | 14,532,500 | 19,706,525 | -5,174,025 |
| 広告費収入 | 7,200,000 | 7,789,525 | -589,525 |
| 委託の成収 | 2,774,500 | 3,510,000 | -735,500 |
| 補助金等収入 | 530,000 | 2,200,000 | -1,670,000 |
| 補助金収入 | 3,228,000 | 5,207,000 | -1,979,000 |
| 国民補助金収入 | 800,000 | 1,000,000 | -200,000 |
| 国民補助金収入 | 7,792,384 | 1,519,000 | 6,273,384 |
| 国民補助金収入 | 4,564,000 | 0 | 4,564,000 |
| 国民補助金収入 | 3,228,384 | 1,519,000 | 1,709,384 |
| 国民補助金収入 | 1,016,000 | 700,000 | 316,000 |
| 国民補助金収入 | 1,016,000 | 700,000 | 316,000 |
| 雑収入 | 10,000 | 25,000 | -15,000 |
| 雑収入 | 5,000 | 15,000 | -10,000 |
| 雑収入 | 5,000 | 10,000 | -5,000 |
| 事業活動収入計 | 40,925,034 | 38,466,150 | 2,458,884 |
| 2. 事業活動支出 | | | |
| 事業費 | 24,410,690 | 22,904,036 | 1,506,654 |
| コピー機 | 2,975,000 | 2,208,500 | 766,500 |
| コピー機 | 2,757,200 | 2,277,500 | 479,700 |
| 参加費 | 1,457,500 | 1,026,000 | 431,500 |
| 参加費 | 493,413 | 541,000 | -47,587 |
| 参加費 | 60,400 | 102,000 | -41,600 |
| 参加費 | 1,986,380 | 2,620,936 | -634,556 |
| 参加費 | 1,391,850 | 630,000 | 761,850 |
| 参加費 | 352,900 | 436,500 | -83,600 |
| 参加費 | 2,293,800 | 1,525,500 | 768,300 |
| 参加費 | 4,284,000 | 4,050,453 | 233,547 |
| 参加費 | 1,295,000 | 2,370,000 | -1,075,000 |
| 参加費 | 250,000 | 394,000 | -144,000 |
| 参加費 | 1,557,800 | 1,460,000 | 97,800 |
| 参加費 | 200,000 | 330,000 | -130,000 |
| 参加費 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 参加費 | 1,152,447 | 1,028,647 | 123,800 |
| 参加費 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 参加費 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 参加費 | 15,614,344 | 14,662,114 | 952,230 |
| 参加費 | 9,000,000 | 8,000,000 | 1,000,000 |
| 参加費 | 850,000 | 850,000 | 0 |
| 参加費 | 500,000 | 550,000 | -50,000 |
| 参加費 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 参加費 | 350,000 | 300,000 | 50,000 |
| 参加費 | 100,000 | 160,000 | -60,000 |
| 参加費 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 参加費 | 150,000 | 150,000 | 0 |
| 参加費 | 1,430,000 | 1,430,000 | 0 |
| 参加費 | 1,250,000 | 1,500,000 | -250,000 |
| 参加費 | 70,000 | 70,000 | 0 |
| 参加費 | 450,000 | 450,000 | 0 |
| 参加費 | 250,000 | 200,000 | 50,000 |
| 参加費 | 400,000 | 300,000 | 100,000 |
| 参加費 | 450,000 | 452,114 | -2,114 |
| 参加費 | 114,344 | 0 | 114,344 |
| 事業活動支出計 | 40,025,034 | 37,566,150 | 2,458,884 |
| 事業活動収支差額 | 900,000 | 900,000 | 0 |
| II 投資活動収支の部 | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | | | |
| 特定預金支出 | 900,000 | 900,000 | 0 |
| 退職給付引当金支出 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| 大会開催引当金支出 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| トレンセン建設引当金支出 | 400,000 | 400,000 | 0 |
| 投資活動支出計 | 900,000 | 900,000 | 0 |
| 投資活動収支差額 | -900,000 | -900,000 | 0 |
| III 財務活動収支の部 | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | 0 | 0 | 0 |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 |

収支予算書内訳表

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目 | 公益事業 | 収益事業 | 法人会計 | 合 計 |
|-----------------|------------|------|-----------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 基本財産運用益 | 0 | 0 | 160,000 | 160,000 |
| 基本財産受取利息 | 0 | 0 | 160,000 | 160,000 |
| 受取会費 | 8,707,075 | 0 | 8,707,075 | 17,414,150 |
| 正職員受取会費 | 320,250 | 0 | 320,250 | 640,500 |
| 賛助会員個人受取会費 | 4,851,500 | 0 | 4,851,500 | 9,703,000 |
| 賛助会員団体受取会費 | 1,837,500 | 0 | 1,837,500 | 3,675,000 |
| 加公認業収益 | 320,000 | 0 | 320,000 | 640,000 |
| 事業収入 | 1,377,825 | 0 | 1,377,825 | 2,755,650 |
| 参加の加費 | 14,532,500 | 0 | 0 | 14,532,500 |
| 広告の加費 | 7,200,000 | 0 | 0 | 7,200,000 |
| 委託の加費 | 2,774,500 | 0 | 0 | 2,774,500 |
| 雑収入 | 530,000 | 0 | 0 | 530,000 |
| 受取補助金等 | 3,228,000 | 0 | 0 | 3,228,000 |
| 受取補助金 | 800,000 | 0 | 0 | 800,000 |
| 国民取補助金 | 7,792,384 | 0 | 0 | 7,792,384 |
| 受取補助金 | 4,564,000 | 0 | 0 | 4,564,000 |
| 募取寄付金 | 3,228,384 | 0 | 0 | 3,228,384 |
| 雑収入 | 1,016,000 | 0 | 0 | 1,016,000 |
| 受取利息 | 1,016,000 | 0 | 0 | 1,016,000 |
| 雑収入 | 5,000 | 0 | 5,000 | 10,000 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 5,000 | 5,000 |
| 雑収入 | 5,000 | 0 | 0 | 5,000 |
| 経常収益計 | 32,052,959 | 0 | 8,872,075 | 40,925,034 |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 事業費 | 24,410,690 | 0 | 0 | 24,410,690 |
| コパ一トフ | 2,975,000 | 0 | 0 | 2,975,000 |
| パ一トフ | 2,757,200 | 0 | 0 | 2,757,200 |
| 参加の加 | 1,457,500 | 0 | 0 | 1,457,500 |
| 保交宿郵雑渡国 | 493,413 | 0 | 0 | 493,413 |
| 交宿郵雑渡国 | 60,400 | 0 | 0 | 60,400 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,986,380 | 0 | 0 | 1,986,380 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,391,850 | 0 | 0 | 1,391,850 |
| 交宿郵雑渡国 | 352,900 | 0 | 0 | 352,900 |
| 交宿郵雑渡国 | 2,293,800 | 0 | 0 | 2,293,800 |
| 交宿郵雑渡国 | 4,284,000 | 0 | 0 | 4,284,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,295,000 | 0 | 0 | 1,295,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 250,000 | 0 | 0 | 250,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,557,800 | 0 | 0 | 1,557,800 |
| 交宿郵雑渡国 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 3,000 | 0 | 0 | 3,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,152,447 | 0 | 0 | 1,152,447 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,300,000 | 0 | 0 | 1,300,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 600,000 | 0 | 0 | 600,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 11,362,172 | 0 | 4,552,172 | 15,914,344 |
| 交宿郵雑渡国 | 7,440,000 | 0 | 1,860,000 | 9,300,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 680,000 | 0 | 170,000 | 850,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 400,000 | 0 | 100,000 | 500,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 25,000 | 0 | 25,000 | 50,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 280,000 | 0 | 70,000 | 350,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 0 | 0 | 100,000 | 100,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 160,000 | 0 | 40,000 | 200,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 120,000 | 0 | 30,000 | 150,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,144,000 | 0 | 286,000 | 1,430,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 1,000,000 | 0 | 250,000 | 1,250,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 56,000 | 0 | 14,000 | 70,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 0 | 0 | 450,000 | 450,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 0 | 0 | 250,000 | 250,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 0 | 0 | 400,000 | 400,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 0 | 0 | 450,000 | 450,000 |
| 交宿郵雑渡国 | 57,172 | 0 | 57,172 | 114,344 |
| 経常費用計 | 35,772,862 | 0 | 4,552,172 | 40,325,034 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | -3,719,903 | 0 | 4,319,903 | 600,000 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | -3,719,903 | 0 | 4,319,903 | 600,000 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | -3,719,903 | 0 | 4,319,903 | 600,000 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | -3,719,903 | 0 | 4,319,903 | 600,000 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | -3,719,903 | 0 | 4,319,903 | 600,000 |

収支予算書内訳表(収支)

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目 | 公益事業 | 収益事業 | 法人会計 | 合 計 |
|------------|------------|------|-----------|------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 基本財産運用収入 | 0 | 0 | 160,000 | 160,000 |
| 基本財産運利息収入 | 0 | 0 | 160,000 | 160,000 |
| 会費収入 | 8,707,075 | 0 | 8,707,075 | 17,414,150 |
| 正職員会費収入 | 320,250 | 0 | 320,250 | 640,500 |
| 正賛助会費収入 | 4,851,500 | 0 | 4,851,500 | 9,703,000 |
| 賛助会費収入 | 1,837,500 | 0 | 1,837,500 | 3,675,000 |
| 加公盟認 | 320,000 | 0 | 320,000 | 640,000 |
| 事業収入 | 1,377,825 | 0 | 1,377,825 | 2,755,650 |
| 参加費収入 | 14,532,500 | 0 | 0 | 14,532,500 |
| 参加費収入 | 7,200,000 | 0 | 0 | 7,200,000 |
| 参加費収入 | 2,774,500 | 0 | 0 | 2,774,500 |
| 委託助成収入 | 530,000 | 0 | 0 | 530,000 |
| 補助金収入 | 3,228,000 | 0 | 0 | 3,228,000 |
| 補助金収入 | 800,000 | 0 | 0 | 800,000 |
| 補助金収入 | 7,792,384 | 0 | 0 | 7,792,384 |
| 補助金収入 | 4,564,000 | 0 | 0 | 4,564,000 |
| 補助金収入 | 3,228,384 | 0 | 0 | 3,228,384 |
| 補助金収入 | 1,016,000 | 0 | 0 | 1,016,000 |
| 補助金収入 | 1,016,000 | 0 | 0 | 1,016,000 |
| 補助金収入 | 5,000 | 0 | 5,000 | 10,000 |
| 補助金収入 | 0 | 0 | 5,000 | 5,000 |
| 補助金収入 | 5,000 | 0 | 0 | 5,000 |
| 事業活動収入計 | 32,052,959 | 0 | 8,872,075 | 40,925,034 |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 24,410,690 | 0 | 0 | 24,410,690 |
| コピー | 2,975,000 | 0 | 0 | 2,975,000 |
| コピー | 2,757,200 | 0 | 0 | 2,757,200 |
| コピー | 1,457,500 | 0 | 0 | 1,457,500 |
| コピー | 493,413 | 0 | 0 | 493,413 |
| コピー | 60,400 | 0 | 0 | 60,400 |
| コピー | 1,986,380 | 0 | 0 | 1,986,380 |
| コピー | 1,391,850 | 0 | 0 | 1,391,850 |
| コピー | 352,900 | 0 | 0 | 352,900 |
| コピー | 2,293,800 | 0 | 0 | 2,293,800 |
| コピー | 4,284,000 | 0 | 0 | 4,284,000 |
| コピー | 1,295,000 | 0 | 0 | 1,295,000 |
| コピー | 250,000 | 0 | 0 | 250,000 |
| コピー | 1,557,800 | 0 | 0 | 1,557,800 |
| コピー | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| コピー | 3,000 | 0 | 0 | 3,000 |
| コピー | 1,152,447 | 0 | 0 | 1,152,447 |
| コピー | 1,300,000 | 0 | 0 | 1,300,000 |
| コピー | 600,000 | 0 | 0 | 600,000 |
| コピー | 11,122,172 | 0 | 4,492,172 | 15,614,344 |
| コピー | 7,200,000 | 0 | 1,800,000 | 9,000,000 |
| コピー | 680,000 | 0 | 170,000 | 850,000 |
| コピー | 400,000 | 0 | 100,000 | 500,000 |
| コピー | 25,000 | 0 | 25,000 | 50,000 |
| コピー | 280,000 | 0 | 70,000 | 350,000 |
| コピー | 0 | 0 | 100,000 | 100,000 |
| コピー | 160,000 | 0 | 40,000 | 200,000 |
| コピー | 120,000 | 0 | 30,000 | 150,000 |
| コピー | 1,144,000 | 0 | 286,000 | 1,430,000 |
| コピー | 1,000,000 | 0 | 250,000 | 1,250,000 |
| コピー | 56,000 | 0 | 14,000 | 70,000 |
| コピー | 0 | 0 | 450,000 | 450,000 |
| コピー | 0 | 0 | 250,000 | 250,000 |
| コピー | 0 | 0 | 400,000 | 400,000 |
| コピー | 0 | 0 | 450,000 | 450,000 |
| コピー | 57,172 | 0 | 57,172 | 114,344 |
| 事業活動支出計 | 35,532,862 | 0 | 4,492,172 | 40,025,034 |
| 事業活動収支差額 | -3,479,903 | 0 | 4,379,903 | 900,000 |

| | | | | |
|-------------------------|------------|---|-----------|----------|
| II 投資活動収支の部 | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | | | | |
| 特 定 預 金 支 出 | 840,000 | 0 | 60,000 | 900,000 |
| 退 職 給 与 引 当 預 金 支 出 | 240,000 | 0 | 60,000 | 300,000 |
| 大 会 開 催 引 当 預 金 支 出 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 |
| ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出 | 400,000 | 0 | 0 | 400,000 |
| 投資活動支出計 | 840,000 | 0 | 60,000 | 900,000 |
| 投資活動収支差額 | -840,000 | 0 | -60,000 | -900,000 |
| III 財務活動収支の部 | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | -4,319,903 | 0 | 4,319,903 | 0 |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次期繰越収支差額 | -4,319,903 | 0 | 4,319,903 | 0 |

平成23年度公益社団法人日本スカッシュ協会役員

| 役職名 | 再新任 | 氏名 | 職業・委員会・等 | 任期 | 常勤・非常勤 |
|--------------------|-----|------------|---|---------------------------|--------|
| 理事(会長) | 再任 | 藤ヶ崎 訥美 | 元(株)三声/代表取締役社長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事(常務理事) (事務局長) | 再任 | 梶田 幸子 | 総務委員長 (社)日本スカッシュ協会/事務局長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 常勤 |
| 理事(常務理事) | 再任 | 潮木 仁 | 選手強化委員長 (株)スポーツステーション・ジン/ 代表取締役社長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事(常務理事) | 再任 | 宮城島 真知子 | 普及渉外委員長 (有)スカッシュマネジメント/代表取締役社長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事(常務理事) | 再任 | 日向 孝知 | 規則公認委員長/広報委員長 (株)システナ/情報システム事業本部 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事(常務理事) | 再任 | 渡邊 祥広 | 地区対策委員長 T&Wカンパニー(株)/代表取締役 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事(常務理事) | 再任 | 大根田 芳浩 | 競技委員長 大根田電機(株)/代表取締役社長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 再任 | 笠原 一也 | 元国立スポーツ科学センター長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 再任 | 川原 貴 | 国立スポーツ科学センター/ 統括研究部長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 再任 | グレゴリー・クラーク | 多摩大学名誉学長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 再任 | 玉利 齊 | (財)日本健康スポーツ連盟/理事長 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 新任 | 河本 勝 | セントラルスポーツ(株)事業開発部長/ 執行役員 | 平成23年6月25日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 理事 | 再任 | 師岡 文男 | 国際スポーツ団体総連合理事/日本ワールド ゲームズ協会執行理事/上智大学教授 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 監事 | 再任 | 友清 敏和 | 持田シーメンスメディカルシステム(株)/ 取締役CFO監事 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |
| 監事 | 再任 | 山岸 和彦 | あさひ法律事務所/弁護士 | 平成22年6月19日～ 平成24年6月18日 | 非常勤 |

現在、役員に報酬・退職金等は支給しておらず、今後も支給する予定はない。

平成23年度公益社団法人日本スカッシュ協会 運営委員

| 役 職 | 再新任 | 氏 名 | 職業・地区等 |
|------|-----|--------|------------|
| 運営委員 | 再任 | 足立 美由紀 | 会長推薦 |
| 運営委員 | 新任 | 吉田 尚弘 | 九州支部 |
| 運営委員 | 再任 | 出口 陽万 | 会長推薦 |
| 運営委員 | 再任 | 柴田 亮介 | 東北支部 |
| 運営委員 | 再任 | 蓮中 正彦 | 中国四国支部 |
| 運営委員 | 再任 | 国井 正道 | 中部支部 |
| 運営委員 | 再任 | 土田 博史 | 千葉県支部 |
| 運営委員 | 新任 | 山口 哲平 | 全日本学生連盟委員長 |
| 運営委員 | 再任 | 丹埜 倫 | 会長推薦 |
| 運営委員 | 新任 | 上野 修司 | 関西支部 |

平成23年度正会員名簿

(61名)

| 県名 | 氏名 |
|-----|---------|
| 北海道 | 小幡 博 |
| 青森 | 石田 好光 |
| 秋田 | 加賀美 久子 |
| 山形 | 鈴木 康之 |
| 岩手 | 佐藤 龍史 |
| 宮城 | 柴田 亮介 |
| 福島 | 本山 秀毅 |
| 新潟 | 大根田 芳浩 |
| 富山 | 池田 祐昇 |
| 石川 | 藤村 馨 |
| 福井 | 安間 保行 |
| 東京 | 藤ヶ崎 訥美 |
| 東京 | 潮木 仁 |
| 東京 | 千葉 直樹 |
| 東京 | 日向 孝知 |
| 東京 | 當山 翼 |
| 千葉 | 梶田 幸子 |
| 千葉 | 土田 博史 |
| 千葉 | 田中 新吾 |
| 千葉 | 丹埜 倫 |
| 神奈川 | 宮城島 眞知子 |
| 神奈川 | 渡邊 祥広 |
| 神奈川 | 高橋 徹 |
| 神奈川 | 山口 哲平 |
| 埼玉 | 町田 信行 |
| 栃木 | 岡田 真弥 |
| 群馬 | 富岡 大地 |
| 茨城 | 井上 雅子 |
| 山梨 | 河野 時子 |
| 愛知 | 安藤 清明 |
| 岐阜 | 國井 正道 |

| 県名 | 氏名 |
|-----|--------|
| 岐阜 | 國井 豊晃 |
| 静岡 | 松岡 克夫 |
| 長野 | 酒井 光一 |
| 三重 | 三輪 明 |
| 大阪 | 竹内 敬二 |
| 大阪 | 上野 修司 |
| 兵庫 | 足立 美由紀 |
| 兵庫 | 松本 総一郎 |
| 京都 | 高木 あきみ |
| 和歌山 | 西村 元希 |
| 滋賀 | 杉本 和子 |
| 奈良 | 出口 陽万 |
| 広島 | 蓮中 正彦 |
| 広島 | 武本 清孝 |
| 岡山 | 長行 美保 |
| 山口 | 矢野 雄二 |
| 香川 | 藪内 誠子 |
| 愛媛 | 山本 大介 |
| 鳥取 | 渡部 訓久 |
| 島根 | 宅野 政行 |
| 徳島 | 井澤 義治 |
| 高知 | 千頭 誉和 |
| 福岡 | 吉田 尚弘 |
| 大分 | 喜渡 正 |
| 長崎 | 岡 優鷹 |
| 佐賀 | 松本 哲 |
| 熊本 | 田中 洋史 |
| 鹿児島 | 谷口 眞理 |
| 宮崎 | 道下 和子 |
| 沖縄 | 伊藤 圭太 |

平成23年度委員会・大会担当者

<委員会>

- 1) 規則公認委員会 委員長/日向
 <海外> 委員長/足立 委員/友清 丹埜 熊木 大島
 <公認> 委員長/日向
- 2) 選手強化委員会 委員長/潮木
 <シニア> 委員長/山崎 委員/足立(ジュニア兼任) 佐野
 <ジュニア> 委員長/佐野 委員/土田 宮城島 小川 芦谷 馬場 貝瀬 島田
 渡邊
 <ナショナルチーム強化プロジェクト> 委員長/佐野 委員/足立、土田、山崎
 <コーチ> 委員長/土田 委員/足立、潮木、佐野
 <学連> 委員長/山口
 <医療サポート> 副委員長/酒井 委員/川原、浅野(雅)、浅野(千)、森田
- 3) 競技委員会 委員長/大根田
 <大会管理> 委員長/潮木 委員/河原、日端
 <レフリー> 委員長/足立 委員/潮木 土田 深見 柴田 丹羽 千葉、矢野
 國井 小島
 <マスターズ> 委員長/小幡 委員/齋藤
- 4) 総務委員会 委員長/梶田
 <地区対策> 委員長/渡邊 委員/出口 全国地区支部委員
 <広報> 委員長/日向 委員/宮城島 小前
 <財務> 委員長/友清 委員/梶田 熊木
- 5) 普及渉外委員会 委員長/宮城島 委員/潮木 梶田 日向 小前
 <環境対策> J S Aエコプロジェクト 委員長/宮城島 副委員長/小前

<大会・イベント>

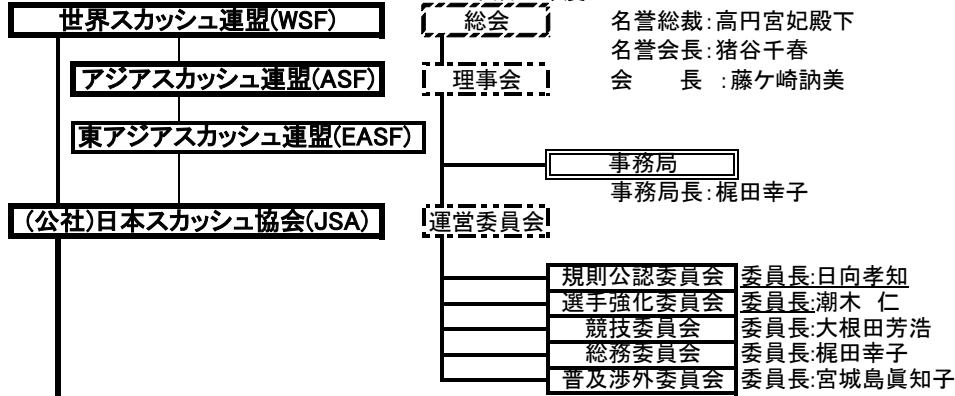
- A) 全日本アンダー23 実行委員長/潮木 副実行委員長/遠藤(学連)
- B) ジャパンオープン 実行委員長/宮城島
- C) 全日本ジュニア 実行委員長/小川 副実行委員長/土田 遠藤(学連) 島田
 委員/宮城島、佐野、渡邊、小前、ジュニア委員
- D) マスターズカーニバル 実行委員長/小幡
- E) 全日本選手権 実行委員長/大根田 実行委員/渡邊 小前 潮木 井之上
 小川 宮城島 日向 梶田
- F) ジャパンジュニアオープン 実行委員長/佐野 副実行委員長/足立 小川
 遠藤(学連) 島田、委員/土田 宮城島、小前、ジュニア委員
- G) 全日本選抜ジュニア 実行委員長/土田 副実行委員長/小川 佐野
- E) スカッシュデー・スカッシュウィーク 実行委員長/宮城島 副実行委員長/小前、
 委員/全国地区支部委員
- F) チャリティ・イベント2011 実行委員長/出口 副実行委員長/渡邊

<事務局>

事務局長/梶田 事務局員/吉羽

公益社団法人日本スカッシュ協会組織図

<平成23年度>



TEL:03-5256-0024 <http://www.squash-japan.org>
 FAX:03-5256-0025 E-mail:squash@japan.email.ne.jp

- 理事:**
 藤ヶ崎訥美 臼井日出男 赤木恭平
 常務理事: 潮木 仁 岩崎 晃 後藤茂之
 梶田幸子 斎藤敏一 鈴木恒夫
 宮城島眞知子 齋藤洋介 阿部一佳
 日向孝知 今関士郎
 渡邊祥広 今村正史
 大根田芳浩
- 顧問(アドバイザー):**
 足立美由紀
 吉田尚弘
 柴田亮介
 蓮中正彦
 國井正道
 土田博史
 出口陽万
 山口哲平
 丹埜 倫
 上野修司
- 運営委員:**
- 理事:** 笠原一也
 川原 貴
 グレゴリー・クラーク
 玉利 齊
 河本 勝
 師岡文男
- 監事:** 友清敏和
 山岸和彦

- 北海道支部** 代表: 小幡 博 北海道 代表: 小幡 博
- 東北支部** 代表: 柴田亮介 青森県 代表: 石田好光
 秋田県 代表: 加賀美久子
 山形県 代表: 鈴木康之
 岩手県 代表: 佐藤龍史
 宮城県 代表: 柴田亮介
 福島県 代表: 本山秀毅
 新潟県 代表: 大根田芳浩
- 関東支部** 代表: 千葉直樹 東京都 代表: 當山 翼
 千葉県 代表: 田中新吾
 神奈川県 代表: 高橋 徹
 埼玉県 代表: 町田信行
 栃木県 代表: 岡田真弥
 群馬県 代表: 富岡大地
 茨城県 代表: 井上雅子
 山梨県 代表: 河野時子
- 中部支部** 代表: 國井正道 愛知県 代表: 安藤清明
 岐阜県 代表: 國井豊晃
 静岡県 代表: 松岡克夫
 長野県 代表: 酒井光一
 三重県 代表: 三輪 明
 富山県 代表: 池田祐昇
 石川県 代表: 藤村 馨
 福井県 代表: 安間保行

- 関西支部** 代表: 上野修司 大阪府 代表: 竹内敬二
 兵庫県 代表: 松本総一郎
 京都府 代表: 高木あきみ
 和歌山県 代表: 西村元希
 滋賀県 代表: 杉本和子
 奈良県 代表: 出口陽万
- 中国四国支部** 代表: 蓮中正彦 広島県 代表: 武本清孝
 岡山県 代表: 長行美保
 山口県 代表: 矢野雄二
 香川県 代表: 藪内誠子
 愛媛県 代表: 山本大介
 鳥取県 代表: 渡部訓久
 島根県 代表: 宅野政行
 徳島県 代表: 井澤義治
 高知県 代表: 千頭誉和
- 九州支部** 代表: 吉田尚弘 福岡県 代表: 吉田尚弘
 大分県 代表: 喜渡 正
 長崎県 代表: 岡 優鷹
 佐賀県 代表: 松本 哲
 熊本県 代表: 田中洋史
 鹿児島県 代表: 谷口 眞理
 宮崎県 代表: 道下和子
 沖縄県 代表: 伊藤圭太
- 全日本学生連盟** 代表: 山口哲平 北海道・東北・関東・関西・中国四国・九州